日本総研
The Japan Research Institute, Limited

名古屋市　御中

名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託（令和３年度）

お打合せ資料【第25回】

令和3年11月10日

株式会社日本総合研究所

次世代の国づくり

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

本日アジェンダ

日時：11月10日（水）０９：３０～１１：００　※オンライン会議

1. 名古屋市様からの情報共有
2. 公募要項等の直近修正点（確認）
3. 公募開始～提案締切までの主要論点（進め方・ロジ関係）
    1. 全体スケジュール
    2. 日別スケジュール
    3. 技術相談
4. 提案締切～最優秀者選定までの主要論点（進め方・ロジ関係）
    1. フロー
    2. 日別スケジュール
    3. ワークショップ
    4. 評価員・技術相談員会
5. 今後について
    1. 業務スケジュール確認
    2. 映像・HP製作
    3. 次回打ち合わせの議題について
6. その他（前回アジェンダなど）
    1. 建設業法許可のない公募参加者の取り扱い

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

1.名古屋市からの情報共有

名古屋市様

直近の議会動向、評価員・技術相談員会後の動向等、
本事業に関わる貴市側動向をご教示ください。

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

2-1.公募要項の修正点

- 主に修正点は、「NDA関連の記載の追加」「様式集の構造化」である。ご確認いただき、反映を検討いただきたい。

確認させていただきたい事項　※ページ数は見え消し版のページ

全体

- 技術相談員会・評価員会での指摘事項を反映。（緑ハッチング）

P８　２－３事業期間について

- 守秘義務対象書類申請の提出をどのタイミングにするか。公募開始直後は事業者が反応できない恐れがある。参加提出書類の提出時、もしくは技術相談②の前までが妥当ではないか。
- 質問回答は守秘義務対象書類に関する質問は受け付けない整理とするか。
- 技術相談等を受けずNDA未提出の場合は、参加提出書類等提出の際に合わせて提出させる。
- スケジュール上の理由で、参加提出書類と審査申請書類は同時の提出とする。

P１５　参加資格確認

- 参加要件、最低要求水準、様式集等の参加資格審査を実施する。これは、審査申請書類提出後の事務局チェック、直後の評価員・技術相談員会で行う。

P２０　導入契約の協議時期、概算見積もりの範囲

- 導入契約の協議開始の時期
- 概算見積もりの範囲（開発契約までが対象か）

P２４,２５　NDAの技術相談・技術対話参加の条件化

- 「様式１－３　NDA」を技術相談・技術対話の参加条件とする。

P３３　参加要件の確認

- 各条件をどのように確認するか、想定を確認。（名古屋市様より文案を追記いただいている部分のためご確認いただきたい。）
- ⑦中小企業等協同組合法については趣旨を確認。

P３５　本市から提供する情報（守秘義務対象資料）

- NDA書類提出者に開示すること。技術開発実績等が確認できず、参加意向が確認できない場合、開示しない場合がある事を追記。
- あくまで「公募に参加する意向がある者を対象」としたものであり、公募参加者ではないため、様式集としても「参加提出書類」とは別カテゴリーとしている。（様式集参照）

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

2-2.様式集の修正点

- 主に修正点は、「NDA関連の記載の追加」「様式集の構造化」である。ご確認いただき、反映を検討いただきたい。

確認させていただきたい事項　※ページ数は見え消し版のページ

全体

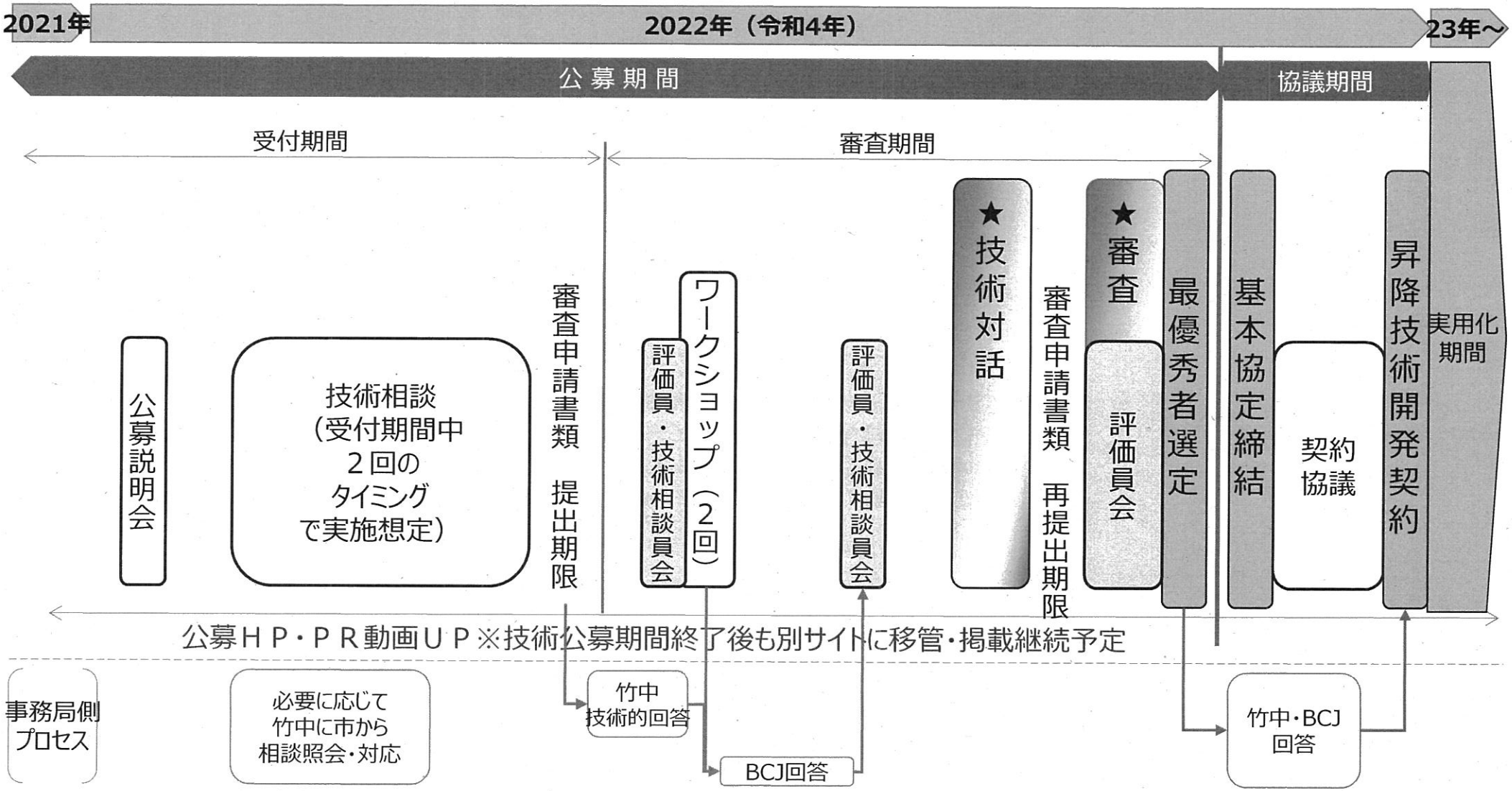
- 様式集を構造化。実際の作業順、公募におけるフェイズに応じて、「事業参加に関心のある企業等が提出する書類（様式１シリーズ）」「参加提出書類（様式２シリーズ）」「審査申請書類（様式３シリーズ）」の3つに分類。
- 「事業参加に関心のある企業等が提出する書類」は、質問回答、守秘義務開示関係（NDA含む）、技術相談を対象としている。（これらはすべて「公募参加者」になる前の書類という整理。）
- 黄緑ハッチングは技術相談員会の指摘事項の反映。

P８～　NDA資料

- 様式１－３守秘義務に関する誓約書 (NDA)を追加。
- 開示資料の守秘に加えて、知り得た情報すべてを対象とするNDA文案を作成。
- LAチェックが必要と認識。
- １－４にて、申請者以外に公開する場合の様式を追加。

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

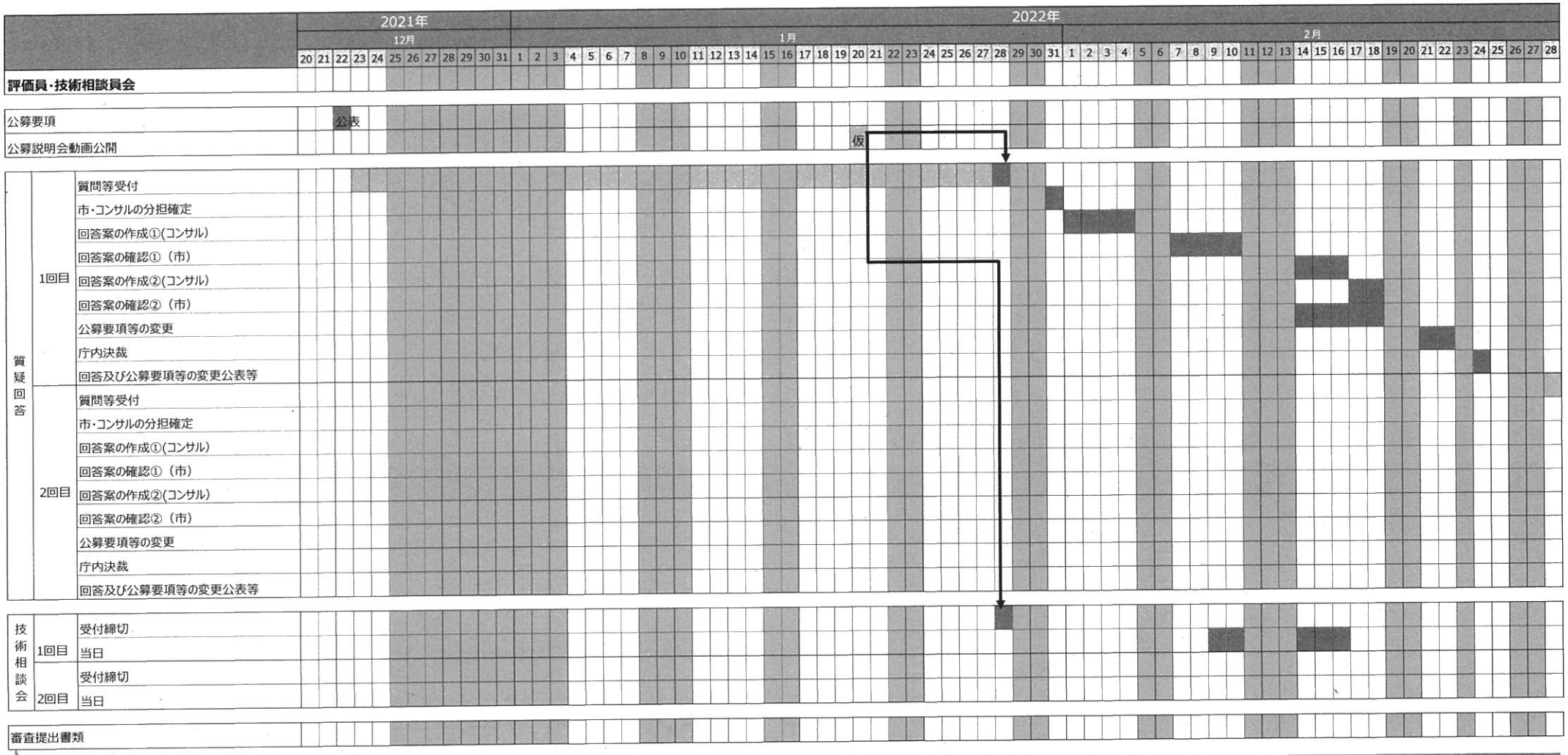
3-1.技術公募スケジュール（評価員・技術相談員向け）



Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

3-2.公募開始～提案締切までのスケジュール（1/2）

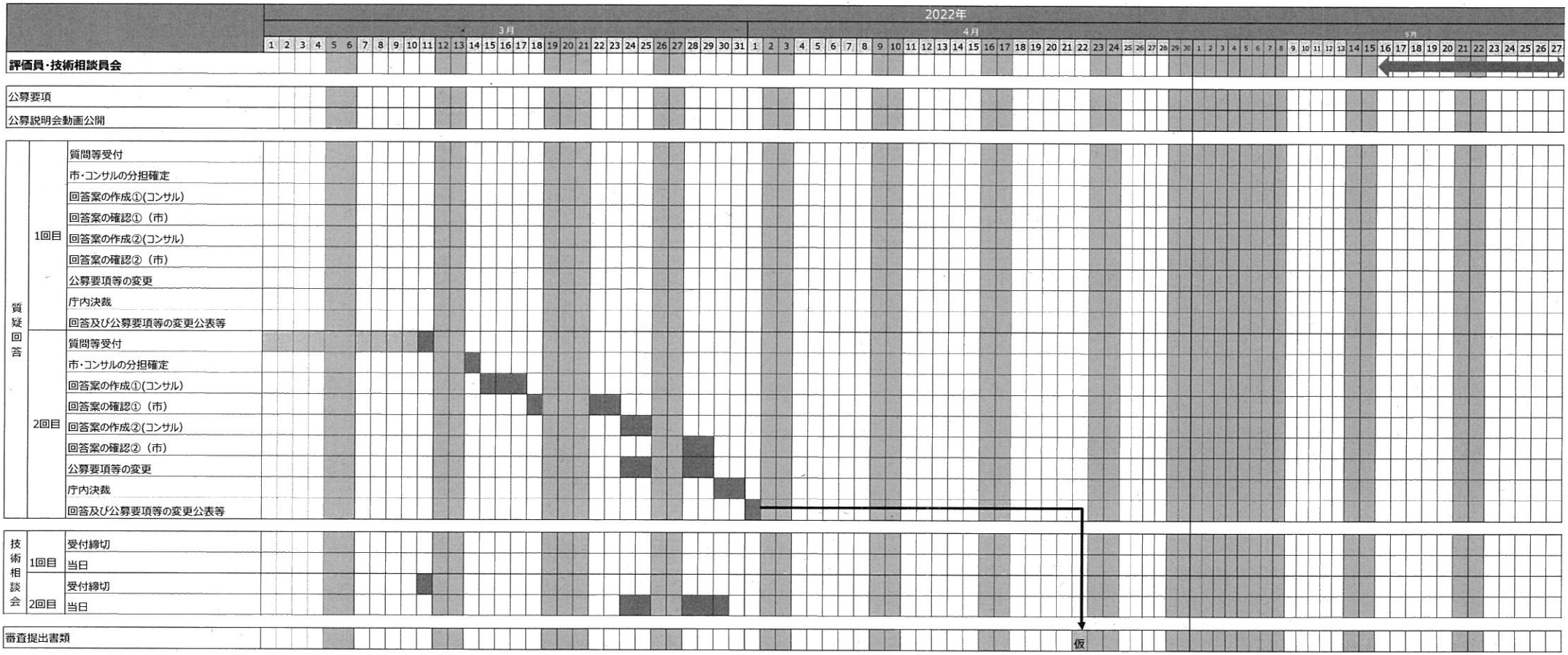
- 公募開始から2022年2月までのスケジュールは、現時点では以下を想定している。
- 2月9日から16日までの5日間で技術相談（第1回）を実施予定。



Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

3-2.公募開始～提案締切までのスケジュール（2/2）

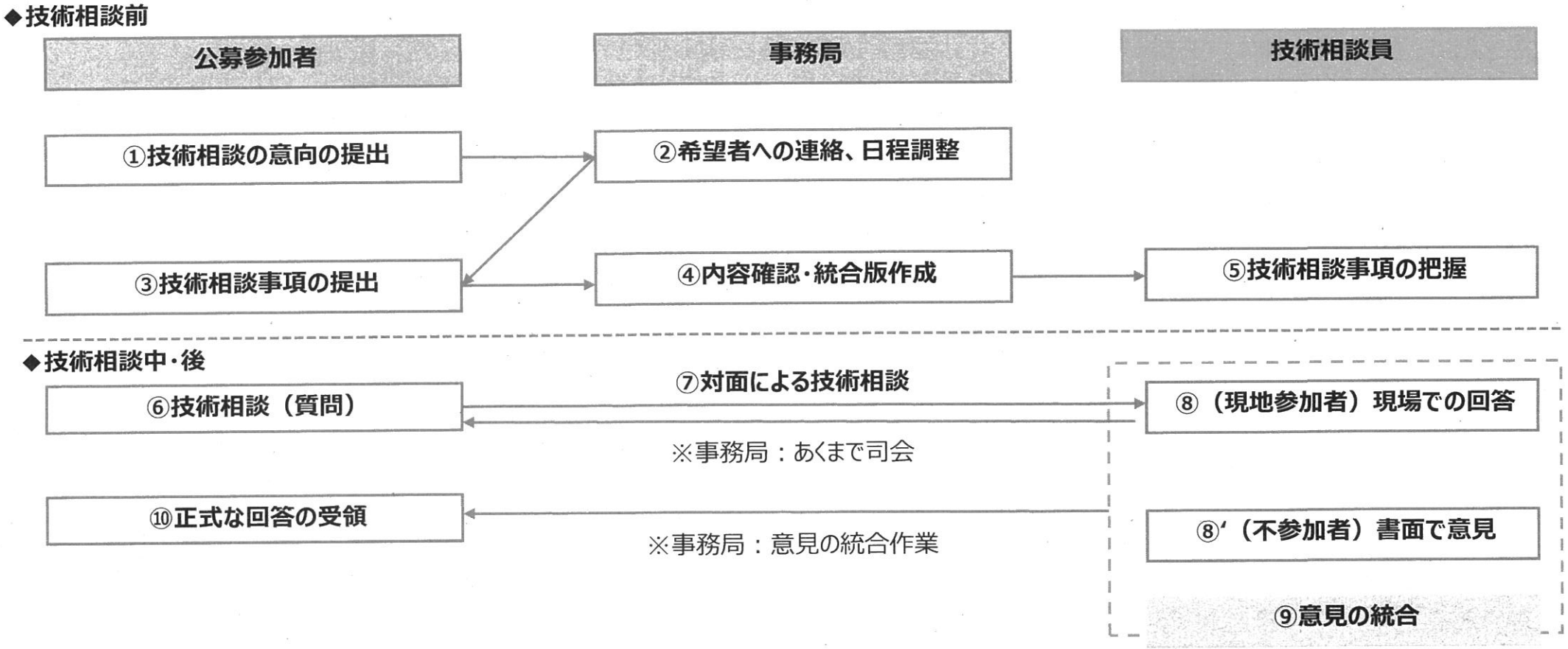
- 3月24日から30日までの5日間で技術相談（第2回）を実施予定。
- 評価員・技術相談員会（第4回）は、5月16日から27日を想定している。



Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

3-3.技術相談の位置づけ（再掲）

- 技術相談のプロセスは以下の通り。あくまで「任意」参加のプロセスとなる。内容については、公募資料に関する質疑応答が別途あるため、あくまで「技術面」での質疑である。
- 現地でのやり取りによる回答も行うが、技術相談員に欠席者が出得ることも踏まえ、「様式１－６（技術相談事項）のエクセルに回答を追記したものを提案者に返送する」ことで正式な回答をしたものとする。



Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

3-3.技術相談当日の流れ（再掲）

- 技術相談当日の流れは以下の通り。

開始のタイミング
Zoomに「技術相談員全員」、「市担当」、「弊社担当」に加え、「公募参加者」がログインしたことを確認して技術相談開始。

アジェンダ
1　冒頭あいさつ
2　趣旨説明（事務局より）
3　技術相談員に対して時間内で質問（ただし、事前に送付した質問事項に限る。）
4　最後（5分程度）で議論の振り返りを事務局が実施。

所用時間
・最大2時間程度
・日本時間0800－1800で公募参加者から希望を聴取の上で日程を決定

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

3-3.技術相談における名古屋市様と弊社の役割分担（再掲）

- 貴市との役割分担は以下のように考えているがいかがか。基本的に、公募参加者とやりとりが発生する場合は市、それ以外の内容面の調整・質問事項や回答事項の統合はJRIと認識している。
- 技術相談員会でも議論に上がったが、日程抑えを早急に対応する必要がある。

プロセス		市	JRI
技術相談前	技術相談員の日程確保	**主**	副
	①技術相談の意向確認、②公募参加者への日時伝達	**主**	副
	④技術相談事項（様式７）の確認、 一覧の統合作業	副	**主**
技術相談当日	⑥技術相談当日（司会）	**主**	副
	⑥技術相談当日のエクセル回答の作成（簡易的な議事メモ）	副	**主**
	その他ロジ（zoom情報の発行・受付　等）	副	**主**
技術相談後	⑨欠席者の回答との統合	副	**主**
	⑩正式回答の送付	**主**	副

※公募参加者との連絡は基本的に市

※技術相談員との連絡は基本的には市。事務的な内容はJRIからも可。

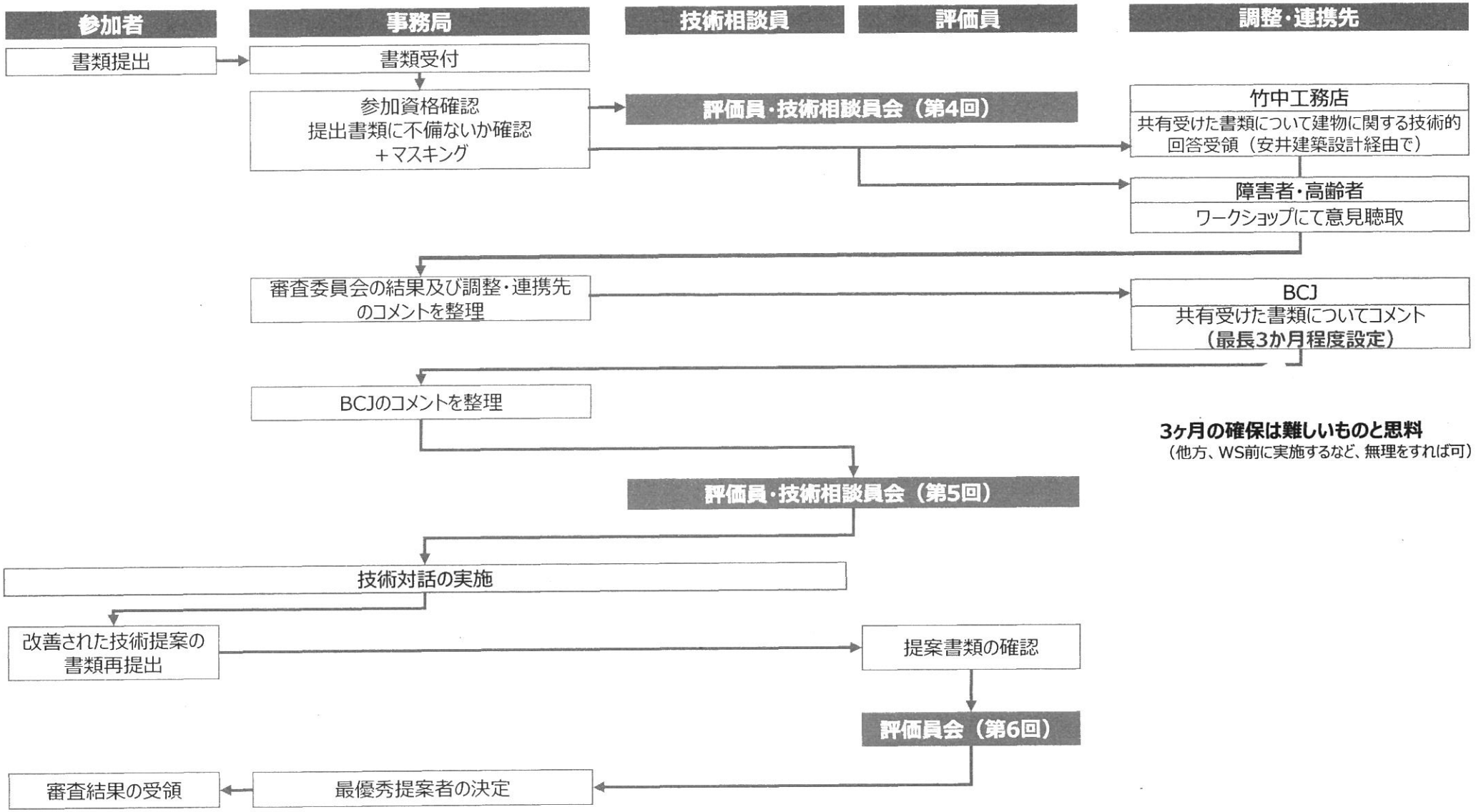
Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

日本総研
The Japan Research Institute, Limited

3-3.技術相談に関する確認の論点（再掲）

プロセス	ロジ的な検討の観点	方針	具体的なアクション
技術相談事項（様式1-6）の確認	• 質問事項を共有する方法 • 回答案の共有を事前に実施するか。	• 提出をされた様式７を一つのエクセルに取りまとめ。メールで技術相談員に共有。回答案の事前取りまとめは行わない。	• 左記のとおり。
	• 質問内容が不明だった場合。	• 日本語として理解できるレベルにする指摘は行う。	• 左記のとおり。
	• 万が一外国語で技術相談事項が指摘された場合。	• 差戻し	• 左記のとおり。
	• 技術相談員の日程の確保。 • 各々別の場所からの参加とするか。	• 一週間確保。参加いただけない場合には書面での回答。 • 各々別の場所からの参加とし、スケジュール確保を優先。	• 日程確保。参加不可の場合の扱いを技術相談員に共有。
日程・オンラインツールの連絡	• 「参加提出書類」の提出は技術相談より後であり、修正が必要。	• 参加提出書類外で「技術相談の意向」の趣旨の様式を追加。（日程もある程度聞き取り。）一回目の提出期限・二回目の相談事項の提出期限も記載。	• 公募要項の修正**【修正済み】**
	• 具体の日程調整方法	• 朝ある程度早い時間（8時程度）にワークアワーを広げた上で、日本時間での希望時間を募る。	• 日本時間のAM0800-PM1800で聞き取り調整。**【修正済み（様式集）】**
技術相談当日	• 質問内容の範囲	• 技術を除く公募内容に対する質疑応答が別途あるため認めない。 • 質問書で提出されたもののみやり取りとする。	• 公募要項に「技術相談」で相談可能な事項を伝える。**【修正済み】**
	• 海外事業者の技術相談は日本語で行うか。通訳等は先方準備か。	• 通訳等は先方準備。	• 公募要項に記載**【修正済み】**
	• 議事録作成の扱い • 録画・録音の可否	• エクセルの質問に回答する形で応答を記録する。（議事録自体は作らない。）録画・録音は認めない。	• 左記のとおり。
	• 事前資料の共有等	• 事前資料がある場合は提出を求める。提出要領等に記載。	• 提出要領・「技術相談の意向」に記載。**【追記済（様式集）】**
書面での回答	• 正式な回答とは。	• 欠席した技術相談員の回答も併せて、正式回答を書面（エクセル）で送付する。	• 公募要項に記載**【追記済】**
一回目と二回目との関係	• 一回目のみで終了、二回目からを認めるか	• 認める	• 公募要項に記載**【追記済】**
相談内容の公開	• 技術相談の内容の公開は必要か。	• 技術的な特殊事項があるため公表しない。	–

4-1.審査期間中の流れ



※評価員会、技術相談会の日程設定は、公募開始前後に実施することが望ましい。

出所：日本総研

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

4-2.提案締切～最優秀者選定までのスケジュール

別添ご参照

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

4-3.障害者・高齢者向けワークショップ

- まずは以下の論点について議論・確認させていただきたい。

	主要論点
対象者	✓ バリアフリーの恩恵を受けるべき障害者及び高齢者
実施の目的	✓ 各公募参加者の技術概要に対する、対象者の所感把握 ＝各技術のバリアフリー対応に対する利用者目線からのネガティブチェック
時期	✓ 要調整（2022年5月中旬以降）
実施形式	✓ 要調整（次頁参照）
参加者の募集方法	✓ 貴市が関係団体に対して照会をかける ✓ 各団体からの参加人数の上限設定については要検討
配布資料	✓ 様式3-3（技術概要）

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

参考：ワークショップに関する情報収集結果

- ワークショップ等の実施方法としては、①対面実施、②WEB実施、③WEBグループ実施、③対面＋WEB実施の4通りが考えられる。
- コロナ禍においても、十分な感染症対策を実施したうえで、対面でワークショップ等を開催している事例も存在する。

	①対面実施	②対面＋WEB実施	③WEBグループ実施	④WEB実施
実施方法	参加者は、全て会場に集まり参加する。	対面で出席できる者だけ対面で参加、それ以外はWEBで参加する。	参加者をグループに分け、グループ毎に別々の会場に集めてWEBで実施する。	参加者は、個別にWEBで参加する。
感染症対策	△	○	○	◎
議論しやすさ	◎	△	○	△
参加しやすさ	○	◎	○	△
ロジ負担	○ 会場設営＋感染対策	△ 会場設営＋ 感染対策＋WEB準備	△ 複数の会場設営＋ 感染対策＋WEB準備	◎ WEB準備
その他 留意事項	**十分な感染症対策が必要**。体温測定、マスク着用、手指・設備（ドアノブ・マイク等）消毒、広い会場の確保、席間隔の確保、換気の実施等。（②、③についても同様）	**主催者と参加者の議論を重視する場合に向く**と考えられる。 対面参加者とWEB参加者で議論できず、**温度差が生じやすい**（参加者同士の議論が成立しづらい）。	**参加者間の議論を重視する場合に向く**と考えられる。ただし、グループ間の議論は難しい。	**主催者と参加者の議論を重視する場合に向く**と考えられる。 **個人で通信環境を準備できない者は参加できない。**

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

4-4. 評価員・技術相談員会　（1）全体像

- 以下を想定する。

回数	時期	参加者		次第案
		評価員	技術相談員	
第4回	審査申請書類 提出期限後	○	○	• 提案に対する意見交換 • 審査ロジの確認 • 今後のスケジュール確認
第5回	ワークショップ2回 開催後	○	○	• 調整・連携先との調整状況の報告 • 技術対話のロジ説明 • 技術対話の論点整理 • 今後のスケジュール確認（仮採点など）
第6回	審査時期	○	×	• プレゼンテーション • 審査・採点

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

4-4. 評価員・技術相談員会　（２）採点方法

- 委員会における提案内容の採点方法としては、①合議方式、②平均点方式がある。
- それぞれメリット・デメリットがあるが、合議とした場合、意見がまとまらない可能性が少なからず存するため、平均点方式を基本とすることが望ましい。なお、平均点方式を採用するとしても、各委員が個別の採点を行う前に論点整理の場を設け、合議方式と折衷的な方式とすることが考えられる。

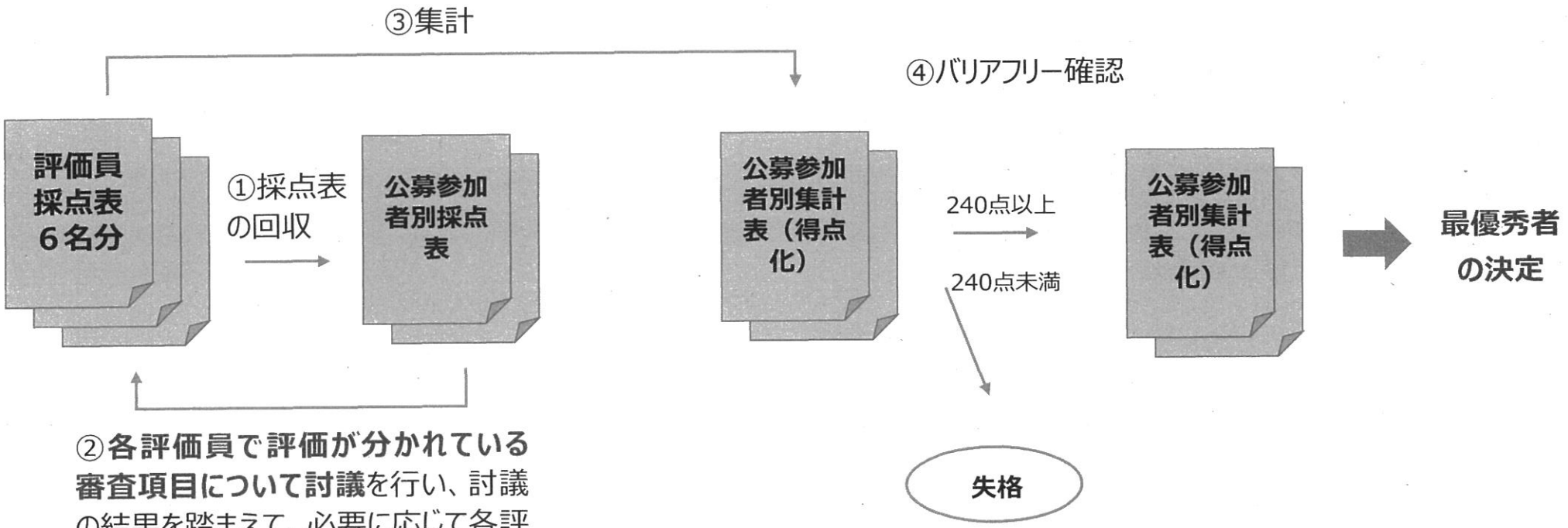
合議方式と平均点方式の比較

	合議方式	平均点方式
方法	・評価項目ごとに、委員会の席上で議論を行い、合議に基づき委員会としての得点を決定する方法。	・評価項目ごとに、各委員が個別に採点を行い、その平均点によって得点を決定する方法。
メリット	・各委員の専門分野に応じた議論が行われるため、負担が軽減される。 ・委員会の総意が１つの得点に集約されるため、審査結果に対する最終的な合意が得られやすい。	・各委員による採点が終了した後に、最終的な得点の決定を短時間で行うことができる。
デメリット	・評価項目ごとに議論を行う必要があるため、特に委員同士で意見が食い違った場合は、最終的な得点の決定までに長時間を要する可能性がある。	・各委員が専門分野外の評価項目についても評価を行う必要があるため、採点時の負担が大きくなる。 ・最終的な得点が機械的に算出されるため、委員会の総意が１つにまとまらない可能性がある。

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

4-4. 評価員・技術相談員会　（３）採点・討議方法（評価員会（第6回時）の流れ）

加点要求水準は、以下の①から④の流れで採点・討議する。



Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

参考：評価員採点表のイメージ

- 各評価員が採点を記入する採点表のイメージは以下のとおり。
- 各公募参加者の提案について特筆すべき点や指摘事項等があれば、評価員コメント欄に記載を依頼し、記載いただいた内容をもとに、審査講評（案）を作成する。

評価員採点表（●公募参加者）　　**評価員氏名**

審査区分	No	審査基準	配点	様式	評価	評価員コメント（提案について特筆すべき点や指摘事項等）
新技術	12	技術そのものに革新性がある、または既存技術であっても導入のための改良に革新性があること	30点	3－2、3－4－1	A	●●●●
	13	利用することにより新たな価値を提供できること	20点	3－2、3－4－1	B	●●●●

・
・
・
・

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

参考：公募参加者別採点表のイメージ

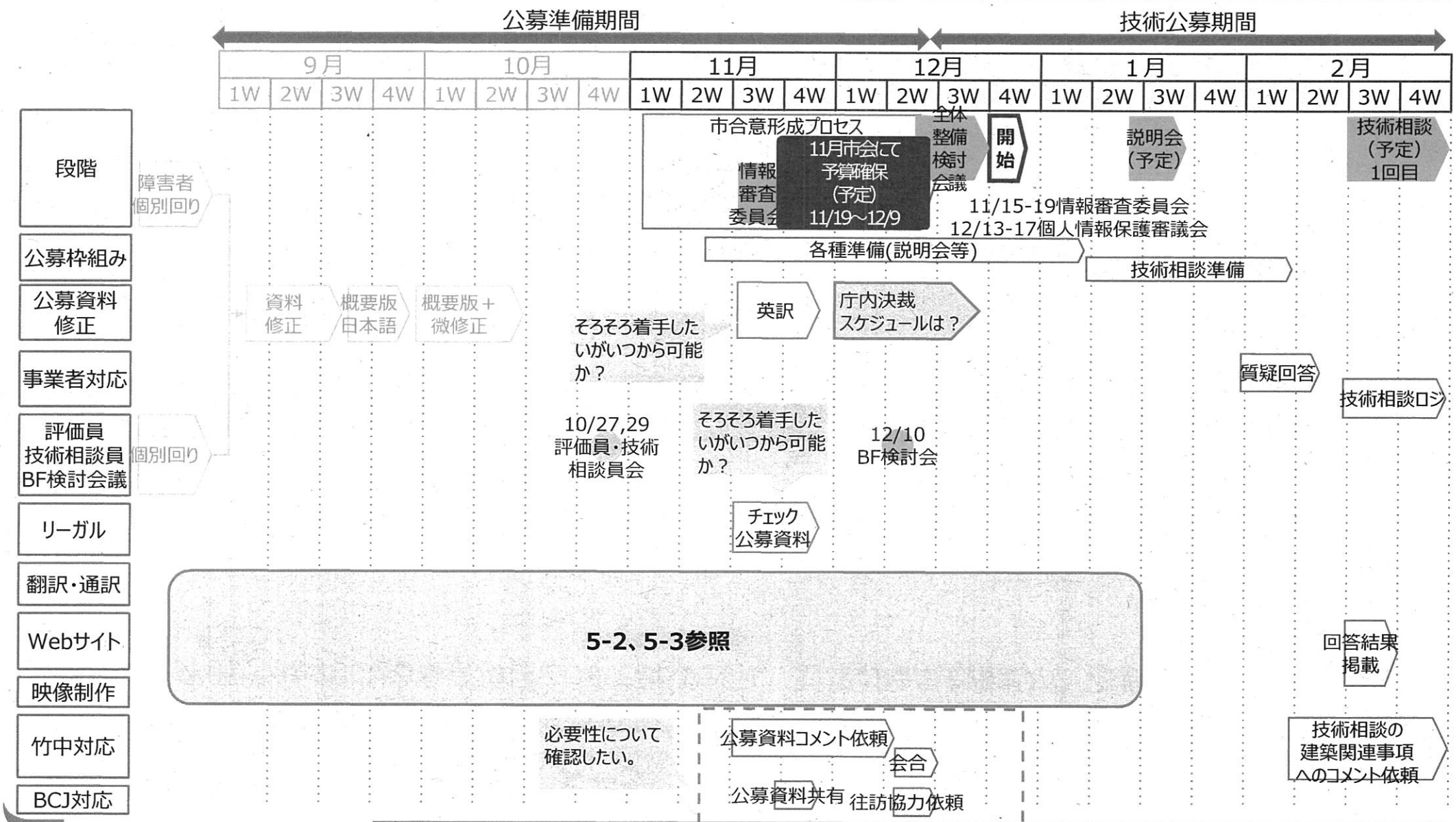
- 各評価員の評価を記入し、以下に示す採点表のイメージをスクリーンに投影して討議を行う。
- 各委員で評価が分かれている審査項目について討議を行い、討議の結果を踏まえて、必要に応じて各評価員が採点の見直しを行う。

公募参加者別採点表（●公募参加者）

審査区分	No.	評価項目	配点	様式	●評価員	●評価員	●評価員	●評価員	●評価員	●評価員
新技術	12	技術そのものに革新性がある、または既存技術であっても導入のための改良に革新性があること	30点	3－2、3－4－1	A	B	C	A	B	B
	13	利用することにより新たな価値を提供できること	20点	3－2、3－4－1	B	B	A	C	B	C

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

5-1.業務スケジュール



Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

5-2.映像制作

- PR動画の本ナレーションが11月16日（予定は11月3日）となった。11月20日頃ナレーションをあてたバージョンが届く予定。本ナレ版はほとんど修正がない前提となる事改めてご確認いただきたい。
- 説明会動画について、JRI案を先日送付した。19日（金）までにご確認・調整頂きたい。

貴市のご確認スケジュール

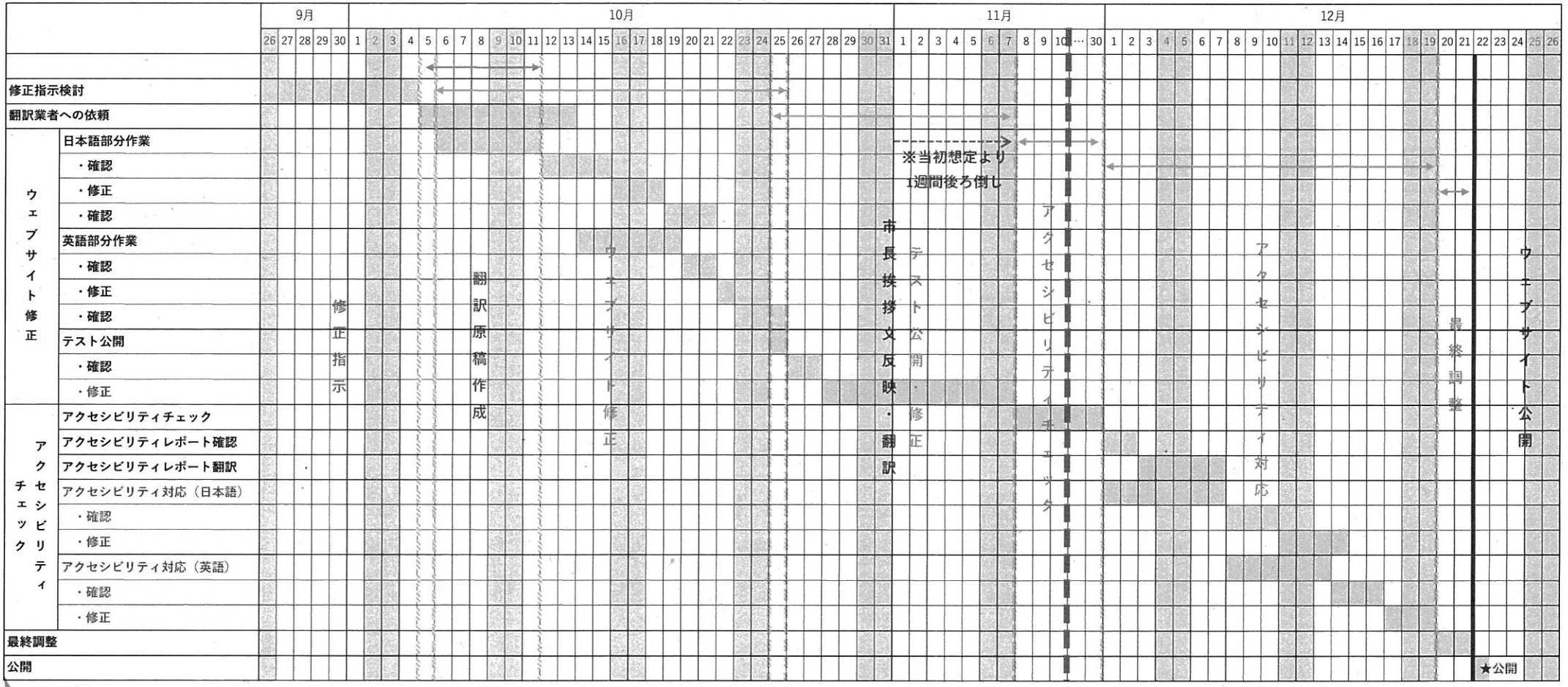
日付	PR動画
9月24日(金)	• 絵コンテFIX
10月5日(火)	• **英語訳確認・FIX**
10月6日(水)～8日(金)	• **映像①(仮ナレーション)確認**
10月15日(金)～18日(月)	–
10月20日(水)～22日(金)	• **映像②**(仮ナレーション、**英語版**)確認
10月25日(月)	
10月29日(金)	• **映像③(仮ナレーション、英語版)確認**
11月3日(水)→11月16日（火）	• **ナレーション収録候補日**
11月22日(月)頃	• **本ナレ版の納品、最終チェック。**

日付	説明会動画
11月8日（月）	• 投影資料・ナレーションJRI案を送付
11月19日（金）まで	• **説明資料・ナレーションの作成**
12月1日（水）～12月10日（金）	• 資料等の英訳確認
12月13日～22日	• ナレーション収録（プロのナレーターが実施）
12月23日～1月4日	• 映像編集（もじゃさんが実施）
1月4日（火）～6日（木）	• **映像初稿確認**
1月13日（水）	• **映像確認最終**
1月14日（金）	• 納品

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

5-3.HP製作

- 市長挨拶文の反映等でアクセシビリティチェックの開始が1週間程度遅れている。12月22日の公開には間に合う見込み。
- アクセシビリティレポートの確認期間は２日確保を予定。
- 動画公開の遅れの影響については期間内で対応可能とのこと。



Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

5-4.次回お打合せ

日時：11月24日（水）０９：３０～１１：００　※オンライン会議
※[redacted]は休暇につき欠席予定

1. 名古屋市様からの情報共有

2. 公募要項等の直近修正点（確認）

3. 公募開始～提案締切までの主要論点（進め方・ロジ関係）

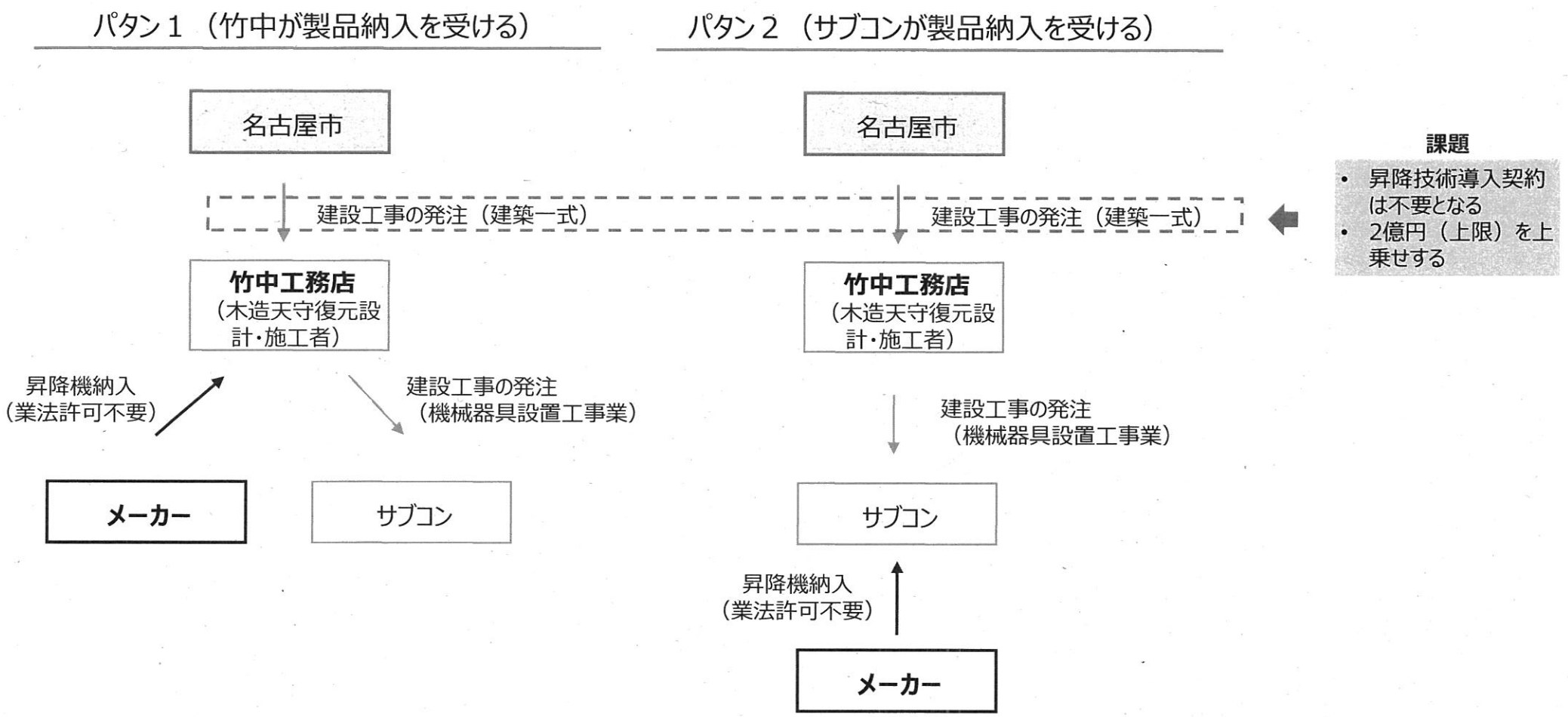
4. 提案締切～最優秀者選定までの主要論点（進め方・ロジ関係）

5. 今後について
    1. 業務スケジュール確認
    2. 映像・HP製作
    3. 次回打ち合わせの議題について

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

6.建設業法許可のない公募参加者の取り扱い

- 建設業許可のない公募参加者であっても、以下のスキームとすれば、昇降技術導入は可能と考えられる。



Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

参考：リーガルコメント

- 「機械器具設置工事業」許可を有する竹中工務店別支店が工事を実施するか、木造化工事とは別途貴市がサブコンに発注する必要がある。

リーガル→ＪＲＩ

結論としては、竹中工務店の主張するとおり、パターン1・パターン2いずれの場合でも、竹中工務店の名古屋支店が建設業許可を取得している必要があることになります。建設業法上建設業を営もうとする者が建設業許可を取得する必要があるとされています（3条1項）。そして、建設業とは、「元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう」とされております（2条2項）。したがって、最終的に許可を取得しているサブコンが工事を行うとしてもその間に入っている竹中工務店（元請）も、当該工事を名古屋市から請け負っている以上許可が必要となります。

実務的に対応が可能かどうかは不明ですが、①サブコンが竹中工務店を介さずに名古屋市から直接請け負うことや、②必要な許可を取得している竹中工務店の営業所に間に入ってもらうこと等が考えられるかと存じます。

ＪＲＩ→リーガル

いただいたコメントに関連しいくつか確認でございます。

- 「機械器具設置工事業」とは、エレベーターなどの昇降機を設置する際に必要となる業法許可と認識していますが、相違ないでしょうか。
- 上記つき、認識に相違がない場合、竹中工務店名古屋支店は、例えばオフィスビル整備におけるエレベーター工事を実施できないこととなりますが、名古屋市内に竹中工務店が、オフィスビルを建築しています。

こういった場合、①**「機械器具設置工事業」許可を有する竹中工務店別支店が工事を実施**している、②エレベーター工事のみ施主から別途発注されている、のいずれかが想定されるということでしょうか。

リーガル→ＪＲＩ

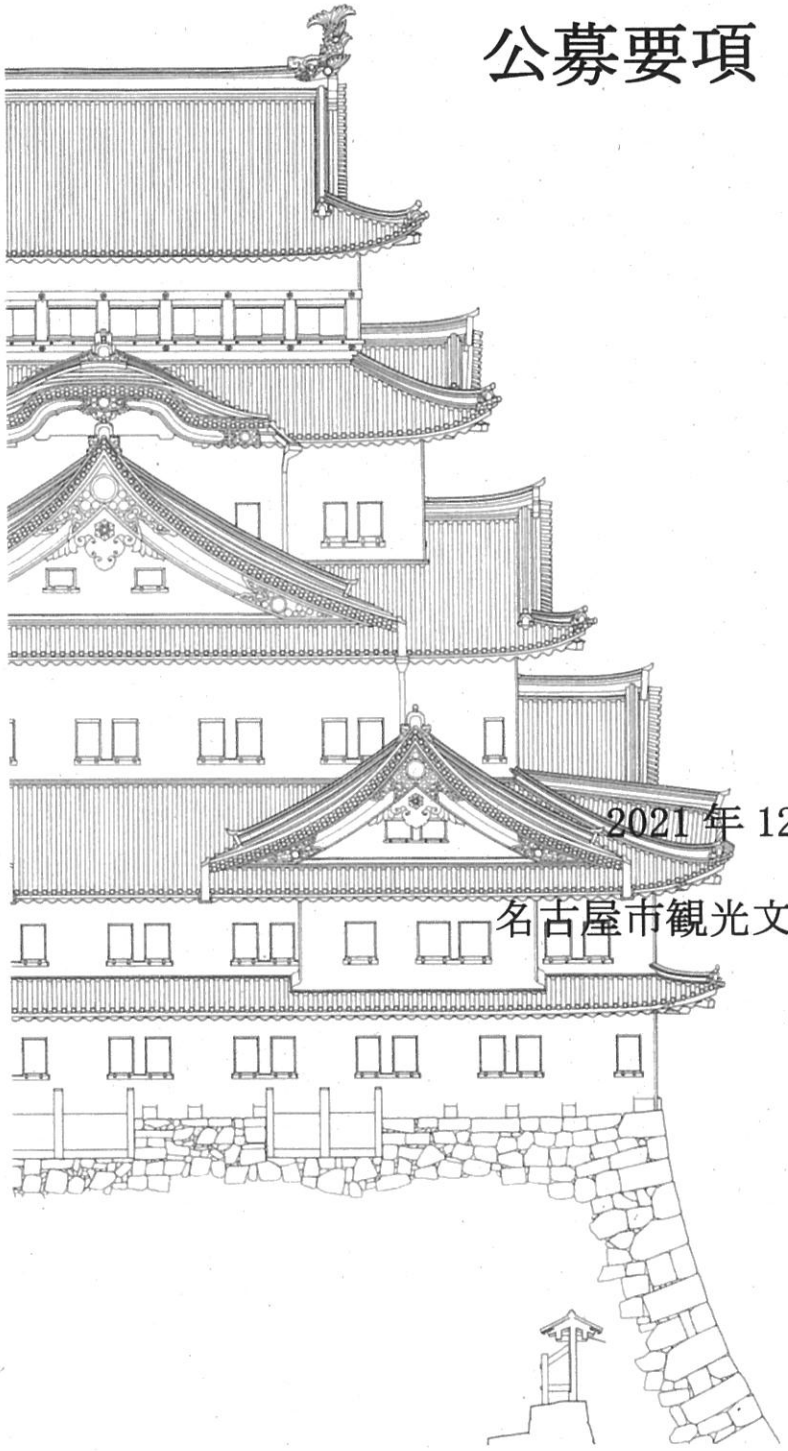
いただきましたご質問について、1点目はご理解のとおりかと存じます。
2点目については、想像でのご回答ということになりますが、適法にエレベーター工事を行うためには、①や②の方法が行われているものと思われます。理論上は、そのほかにも、「機械器具設置工事業」許可を有する竹中工務店別支店が全ての工事を受注した上で、エレベーター工事を除く工事を竹中工務店名古屋支店に発注し、エレベーター工事は他の業者に発注することも考えられるところです。

Copyright (C) 2021 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

R0311108 版

名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募

公募要項（案）



2021 年 12 月

名古屋市観光文化交流局

【 目 次 】

内容

はじめに..... 1

１．技術公募の目的等..... 2

１－１．背景..... 2
１－２．目的..... 2
１－３．基本方針..... 2
１－４．公募要項等..... 5

２．技術公募の概要..... 6

２－１．募集する技術..... 6
２－２．想定される技術例..... 6
２－３．事業期間..... 7
（１）公募期間..... 7
（２）協議期間..... 9
（３）実用化期間..... 9
２－４．昇降技術開発..... 9
２－５．昇降技術導入..... 9
２－６．最優秀者以外の技術の採用..... 10

３．技術公募に関する説明の機会..... 11

３－１．公募説明動画の公開..... 11
３－２．質疑回答..... 11
３－３．技術相談..... 11

４．審査（最優秀者の選定）..... 12

４－１．審査目的..... 12
４－２．評価員..... 12
４－３．審査手順..... 12
４－４．利用者等からの意見聴取（ワークショップの開催）..... 14
４－５．技術対話..... 14
４－６．審査申請書類の再提出..... 14
４－７．審査..... 14
（１）書類審査..... 14

（2）プレゼンテーション審査 14
4－8．審査における選定結果の通知及び公表 15

5．協議 16

5－1．協議の目的 16
5－2．基本協定の締結 16
5－3．契約条件の整理 16
5－4．概算見積書の提出 16
5－5．資料提供等 16

6．実用化 17

6－1．昇降技術開発契約までの流れ 17
6－2．昇降技術開発契約 17
6－3．昇降技術導入契約 17
6－4．契約金支払い 18
6－5．契約の中止・取り消し 18

7．公募参加者への支援体制 19

7－1．技術相談 19
（1）概要 19
（2）技術相談の具体的な流れ 19
（3）技術相談員 20
7－2．技術対話 20
（1）概要 20
（2）内容 21
（3）情報の取扱い 21
7－3．階段体験館の利用 22
7－4．その他支援の考え方 22

8．申請手続き等 22

8－1．参加要件 22
8－2．途中辞退 24
8－3．様式一覧 25
8－4．申請方法 28
（1）参加提出書類の提出について 28
（2）審査申請書類の提出について 28
8－5．資料等の提出先 28

８－６．技術公募 HP　URL……28
９．本市から提供する情報（守秘義務対象資料）……29
１０．禁止事項等……30
１０－１．審査申請書類の虚偽記載の禁止……30
１０－２．評価員・技術相談員との接触の禁止……30
１０－３．木造天守復元設計・施工者及び発注者支援業務締結者との接触の禁止……30
１０－４．第三者への情報提供の禁止……30
１１．その他……31
１１－１．使用言語、通貨、時間、使用単位……31
（１）使用言語……31
（２）通貨……31
（３）時間……31
（４）使用単位……31
１１－２．遵守すべき基準、法令等……31
１１－３．知的財産権等……32
１１－４．情報管理……32
（１）情報管理体制……32
（２）情報取扱いにおける責任の所在……32
（３）参加提出書類及び審査申請書類等の取扱い……32
１１－５．応募に係る費用の負担……32
１１－６．技術開発に係る事故の責任……32
１１－７．失格事由……32
１１－８．名古屋城天守閣整備事業……33
１１－９．日本語版公募要項等の優先……33
別紙一覧……33

はじめに

名古屋市（以下「本市」という。）は、特別史跡名古屋城跡において、史実に基づき木造復元を行う天守に昇降技術を導入するために「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」（以下「技術公募」という。）を行います。

1．技術公募の目的等

1－1．背景

名古屋城の敷地は1932年（昭和7年）に旧史蹟名勝天然紀念物保存法により史跡に指定され、1952年（昭和27年）に現文化財保護法により特別史跡として指定されています。

名古屋城天守は、1612年に完成し1930年（昭和5年）に城郭建築として国宝第1号に指定されましたが、1945年（昭和20年）に戦災により焼失しました。

その後、1959年に現在の鉄骨鉄筋コンクリート造で再建されましたが、再建から半世紀以上が経過し、コンクリートの劣化や設備の老朽化、耐震性の確保など様々な問題が顕在化している状況です。

天守を木造により復元する名古屋城天守閣整備事業は、このような現天守閣の課題を解決するだけでなく、豊富な史料を基に真実性の高い復元を行うことにより、復元された本丸御殿と相まって、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を促進させ、観光面の魅力を向上させるものです。

また、現代社会において、障害のある人もない人も共に文化財を快適に楽しむことができるようなバリアフリー化は重要です。そのため、木造天守の史実に忠実な復元とバリアフリー化の両立が求められています。

1－2．目的

前項の背景を踏まえ、木造復元天守を昇降できるよう、史実に忠実な復元とバリアフリー化の両立を目指し、昇降技術を世界中から募り、実用化して木造復元天守へ導入することを目的とします。

1－3．基本方針

本市は、木造復元天守の昇降について「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を2018年5月30日に定めており、技術公募はこれに基づき行います。また、2020年4月3日衆議院国土交通委員会、5月12日参議院国土交通委員会において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が施行されており、この趣旨を踏まえることとします。

木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

1．　基本的な考え方

・　本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。

・　名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことの選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て推し進めることとしたものである。

・　市民の皆さまの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに昭和20年5月14日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。その上で、市民の精神的基柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。
したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。

・　50～100年で再度「国宝」になることを目指す。

・　ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022年の完成時期に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

2．　現天守閣の現状

・　現天守閣は5階までエレベーターで上がれるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、1階の東側及び北側の一部と7階の展望室からに限られているが、7階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

3．　内部エレベーター

・　内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が4人程度、かご（乗用部分）の大きさが幅80cm、奥行き100cm程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅65cm、長さ100cm程度（電動車いすは幅65cm、長さ105cm程度）のものは利用できない。したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。

４．　外部エレベーター

・　都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。

・　その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。

５．基本方針

・　史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。

・　今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状は１階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。

・　例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し内部階段を昇降するなどが挙げられる。併せてＶＲ技術を活用した体感施設の設置を行う。

・　新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。

・　また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。

・　姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。

・　再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。

（参考）2022 年の完成時期は 2018 年５月 30 日時点での予定時期となっており、現時点での木造復元天守への昇降技術の導入時期は未定です。

高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和２年４月３日衆議院国土交通委員会、５月 12 日参議院国土交通委員会）

衆議院国土交通委員会：第十四項、参議院国土交通委員会：第十八項

障害者権利条約に則り、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずること。

１－４．公募要項等

本技術公募のため開示する資料は、以下の通り（①から⑤を総称して、以下「公募要項等」という）。

① 公募要項（別紙含む）

公募に関する事柄をまとめた資料です。

ア 別紙１：「名古屋城木造天守閣階段体験館」の利用及び設備の仕様・諸元等について

後述のプレゼンテーション審査（詳細は「４－７．（２）プレゼンテーション審査」参照）において参考となる資料等を作成するにあたり利用することができる名古屋城木造天守閣階段体験館の設備の仕様・諸元等についての説明資料

イ 別紙２：名古屋城木造復元天守の復元に係る仕様・諸元等

本技術公募で募集する昇降技術を導入する木造復元天守の仕様・諸元等についての説明資料

ウ 別紙３：参考となる資料等作成の際の注意点

後述のプレゼンテーション審査（詳細は「４－７．（２）プレゼンテーション審査」参照）において参考となる資料等を作成する際の注意点についての説明資料

エ 別紙４：名古屋城郭の諸条件

本技術公募で募集する昇降技術を導入する木造復元天守を含む特別史跡名古屋城跡全体の付近案内図・配置図・想定される敷地内導線についての説明資料

② 要求水準書

本技術公募で募集する昇降技術に求める技術水準を定めたもの。

③ 審査基準

公募参加者から提出された技術を審査するための基準を定めたもの。

④ 様式集

後述の参加提出書類及び審査申請書類（詳細は「８－３．様式一覧」参照）を作成するための様式を定めたもの。

⑤ 本市から提供する資料

技術開発の参考となるよう、必要様式を提出した公募参加者に対して個別に開示する資料(詳細は「９．本市から提供する資料」参照。)

２．技術公募の概要

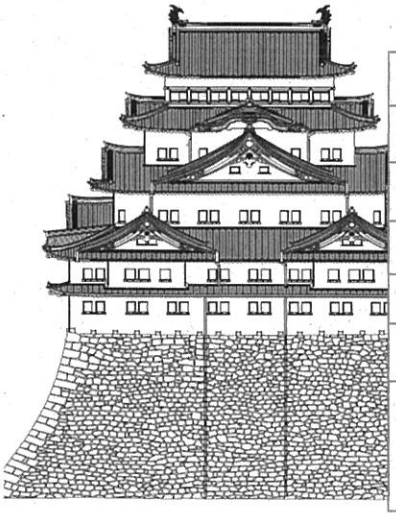
２－１．募集する技術

本市は、高さ約 36mとなる木造の高層建築物である名古屋城木造天守の史実に基づく復元にあたり、柱や梁を傷めることなくバリアフリーを実現することができる昇降技術を募集します。

募集する技術は、大天守地階又は地上から可能な限り上層階まで昇降できる技術とします。

２－２．想定される技術例

以下の４つの技術例を想定しています。なお、以下の技術は例示であり、ここに含まれない技術の応募を妨げるものではありません。



技術例：

（１）歩行を補助する技術

（２）階段を機械が直接昇降する技術

（３）床開口を垂直に機械が昇降する技術

（４）地上から大天守１階以上に直接入城可能な技術

地上から大天守地階までのバリアフリーは、
木造天守復元の設計・施工者にて別途対応予定

注　柱や梁などを傷めることなく床・壁に開口を設けることを可とし、特定の技術（エレベーター技術を含む）を対象から排除するものではありません。

２－３．事業期間

公募開始から木造復元天守で製品稼働になるまでの期間

（１）公募期間

公募開始から2022年９月の最優秀者の選定まで

公募開始（公募要項等の公表）から、公募受付後の審査の結果、最優秀者を選定するまでの期間。

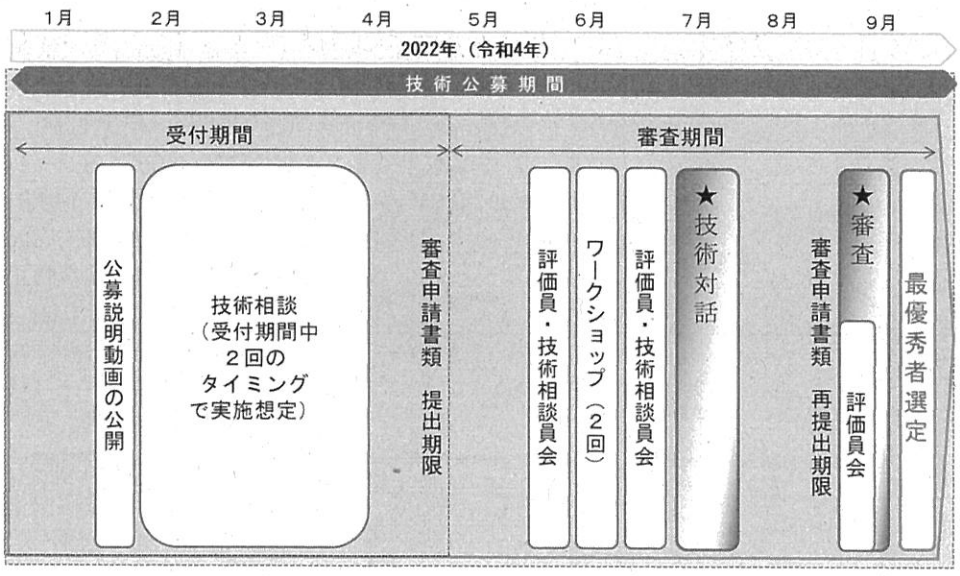
内　　容	時　　期	備　　考
公募開始	2021年12月22日（水）	・名古屋市広報にて周知 ・技術公募HPを公開
公募説明動画の公開	2022年１月中旬頃	
守秘義務対象資料開示に係る書類の提出期限	2022年１月14日（金）	・守秘義務対象資料の開示を望む者は、事務局開示情報申込書（様式１－２）、守秘義務に関する誓約書（NDA）（様式１－３）、第二次被開示者への資料開示通知書（様式１－４）を提出する。
質疑回答①	2021年12月23日（木）～2月28日（月）	質問書（様式６）締切：2022年１月28日（金） 質疑回答の公表２月24日
技術相談①	2022年１月28日（金）～２月16日（水）	・「守秘義務に関する誓約書（NDA）（様式１－３）」、「技術相談意向表明書（様式１－５）」、「技術相談事項（様式１－６）」、「技術相談時に使用する予定の書類（任意様式）」：１月28日（金）
質疑回答②	2022年３月１日（火）～４月１日（金）	質問書（様式１－１）提出期限：2022年３月11日（金） 回答及び公募要項等の修正版の公表：2022年４月１日（金）
技術相談②	2022年３月11日（金）～３月30日（水）	・「守秘義務に関する誓約書（NDA）（様式１－３）」、「技術相談意向表明書（様式１－５）」、「技術相談事項（様式１－６）」、「技術相談時に使用する予定の書類（任意様式）」提出期限」：３月11日（金）

参加提出書類、審査申請書類提出期限	2022年4月22日（金）	「守秘義務に関する誓約書(NDA)（様式１－３）」を未提出の場合、参加提出書類及び審査申請書類と合わせて提出すること。
評価員・技術相談員会	2022年5月中旬～下旬頃	－
ワークショップ	2022年5月下旬頃～6月中旬頃	利用者からの意見を事務局で聴収するもの 2回開催予定
評価員・技術相談会技術対話	2022年6月下旬頃～7月上旬頃	公募参加者数により期間増減あり
審査申請書再提出期限	2022年8月中旬頃	－
評価員・技術相談員会	2022年8月中旬頃	－
審査（評価員会）	2022年8月下旬頃	書類審査 プレゼンテーション審査
最優秀者選定	2022年9月中旬頃	－

※詳細な日程は、本市の担当課と技術公募における支援業務委託者（以下、まとめて「事務局」という。）にて運営する技術公募に関する情報等をとりまとめたホームページ（以下「技術公募ホームページ」という。）に随時掲載予定です。

※上記、開催時期は公募開始時点での想定のため、公募期間中に前後する可能性があります。変更した場合は「８－６．技術公募HP　URL」に示す技術公募ホームページに掲載します。

スケジュール概要



（2）協議期間

時期：2022 年 10 月～2022 年 12 月頃

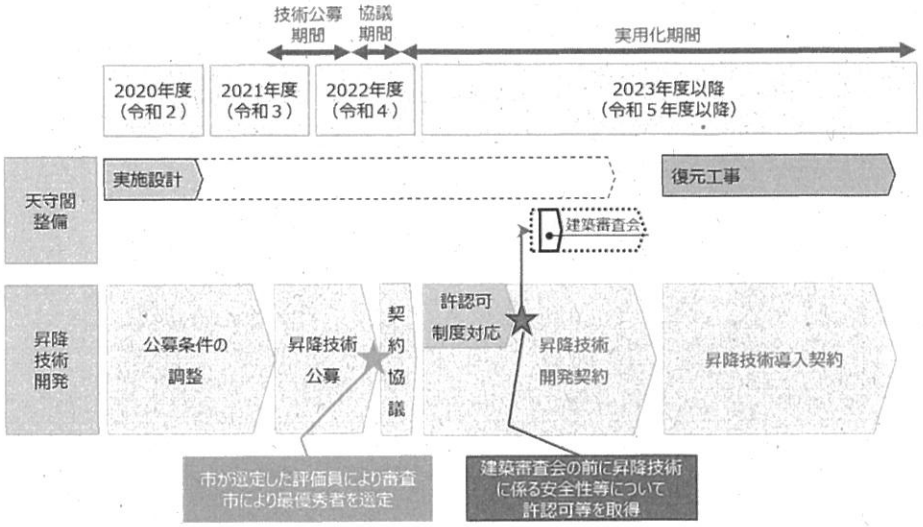
本市と最優秀者となった者が昇降技術開発契約を結ぶまでの期間。詳細は「5．協議」参照。

（3）実用化期間

時期：2023 年 1 月以降

昇降技術開発契約後、昇降技術導入契約を経て、木造復元天守で製品稼働が可能になるまでの期間。詳細は、「6．実用化」参照。

公募期間、協議期間、実用化期間のイメージ



2－4．昇降技術開発

本市と最優秀者は契約協議を経て「昇降技術開発契約」を締結します。昇降技術開発契約締結者は高齢者・障害者等利用者からの意見を踏まえ、試作機ベースで技術開発するとともに、必要となる安全性認証・許認可制度（以下、許認可制度等）への対応もこの期間に実施します。（詳細は「6－2．昇降技術開発契約」参照）

2－5．昇降技術導入

本市と昇降技術開発にて昇降技術の実用化を経た者は、木造復元天守への導入・設置及び公開前試運転を求める「昇降技術導入契約」を締結します。昇降技術導入契約者は実用化した昇降設備を製作し、木造復元天守の工事の進捗状況を踏まえて木造天守復元の設計・施工者他関係する事業者等と協議調整の上、導入を進めることとします。（詳細は「6－3．昇降技術導入契約」参照）

２－６．最優秀者以外の技術の採用

最優秀者となった者の他に、最優秀者の技術を補完することができる有用なものと判断できる技術がある場合には、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」等に則り、その技術も採用し予算の範囲内で昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約を締結する可能性があります。

３．技術公募に関する説明の機会

３－１．公募説明動画の公開

技術公募への参加を検討している事業者等向けに公募説明動画を公開します。技術公募の趣旨・概要について「８－６．技術公募 HP　URL」に示す技術公募ホームページ上で、動画を配信する形式で行います。説明は日本語・英語にて実施する予定です。

３－２．質疑回答

技術公募に関する質問については、「質問書（様式１－１）」により受け付け、「８－５．資料等の提出先」の宛先まで電子メールで提出してください。回答は、技術公募ホームページに掲載することで行います。詳しい記載・提出方法は「様式集」を参照してください。

３－３．技術相談

審査申請書類（「８－３．様式一覧」参照）提出前の段階で、公募参加者の提案内容をより実現可能性の高いものにするため、本市が指名した技術相談員が公募参加者の技術に対する安全性、有用性の検証などの相談に応じる場を設けます。詳細は「７－１．技術相談」参照。

４．審査（最優秀者の選定）

４－１．審査目的

公募参加者から提案された昇降技術について、審査基準をもとに実用化及び木造復元天守へ導入できるか審査し、最優秀者を選定することを目的とします。

４－２．評価員

専門分野の有識者である評価員が審査を行います。なお、最優秀者は評価員の審査を受けて本市が選定します。

評価員一覧

専門分野	所属・役職	氏名
建築 バリアフリー	一般社団法人バリアフリー総合研究所 ＵＤ－ラボ　東海　代表理事	阿部　一雄
建築史・意匠	名古屋工業大学名誉教授 名古屋市文化財調査委員会委員 （建造物・町並み部会 部会長）	河田　克博
インバウンド	観光地のバリアフリー情報 「アクセシブル・ジャパン」運営代表	グリズデイル・ バリージョシュア
制御工学	元名古屋工業大学特任教授、 田中秀和技術士事務所所長	田中　秀和
福祉機器の 開発等研究	名城大学理工学部准教授	塚田　敦史
経営	ボーダレス・プランニング株式会社代表取締役	山本　辰久

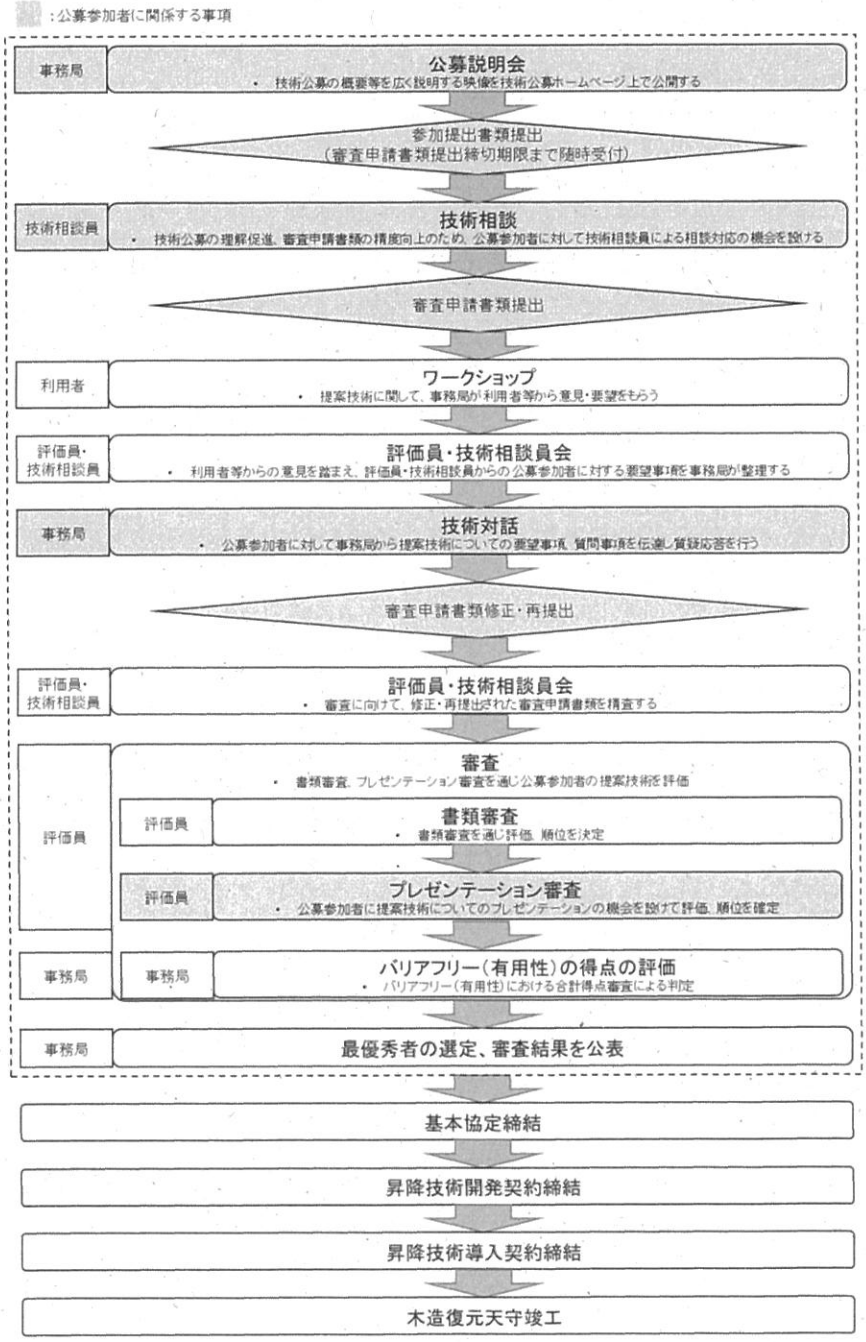
（敬称略・50 音順）

４－３．審査手順

公募参加者は参加提出書類及び審査申請書類を期日までに事務局に提出することとします（「８．申請手続き等」参照）。参加提出書類及び審査申請書類について、事務局にて、参加要件、最低要求水準、様式集等を満たしていることを確認できた場合、事務局は当該公募参加者に対し、参加資格確認通知を発出します。参加確認通知後、高齢者・障害者等の利用者（以下、利用者等）からの意見を踏まえ、より優れた提案とするため、「技術対話」を実施することとします（「４－５．技術対話」参照）。その後、必要に応じて審査申請書類を修正のうえ、再提出することを認めます（「４－６．審査申請書類の再提出」参照）。審査申請書類の再提出期限後、評価員・技術相談員会にて審査申請

書類について評価員・技術相談員で協議の上、評価員会による審査を経て最優秀者を選定します。公募参加者が１者の場合でも審査は成立するものとします。なお、参加提出書類及び審査申請書類について、参加要件、最低要求水準、様式集等を満たしていることを確認できなかった場合、失格とします。

審査手順



４－４．利用者等からの意見聴取（ワークショップの開催）

利用者等からの意見聴取とは、公募参加者から提出された「技術概要（様式３－２）」を、利用者等の観点から改善点や課題等の意見・要望をいただく場です。

利用者等からの意見聴取は事務局が行い、公募参加者の参加はできません。

利用者等からいただいた意見等は事務局を通じて、評価員、技術相談員に伝えられ、技術対話により公募参加者に伝えられます。

４－５．技術対話

技術対話は、事務局と公募参加者の協議を通じて、審査申請書類の内容の一部を改善することでより優れた内容とすることを目的とし、改善された審査申請書類の再提出を促すものです。詳しくは、「７－２．技術対話」を参照してください。

４－６．審査申請書類の再提出

提出いただいた審査申請書類について、技術対話の後、改善された審査申請書類の再提出を認めます。

４－７．審査

評価員は、審査基準に基づき評価を行います。最低要求水準が満たされているかを確認した後、加点要求水準についても評価を行い、採点します。ただし、加点要求水準のうち、特に重視しているバリアフリー（有用性）の項目の評価によっては、最優秀者として選定されない可能性があります。

（１）書類審査

書類審査では、評価員が審査申請書類を基に審査を行います。

（２）プレゼンテーション審査

「プレゼンテーション審査」では、希望する公募参加者は、参考となる資料等（別紙３「参考となる資料等作成の際の注意点」参照）を利用しプレゼンテーションを行うことができます。

評価員は質疑応答を実施したうえで、「（１）書類審査」で実施した採点の結果を必要に応じて修正し、採点を確定します。事務局は、この確定した採点を基に事務局が最優秀者を選定します。

公募参加者の参加方法はオンラインもしくは対面の選択制とします。オンラインを選択した場合は「Zoom」によるウェブミーティングシステムを利用することを前提とします。事務局は、通信環境の乱れ等により説明が滞った場合の責任を一切負いません。

また、「参考となる資料等」を作成するため、階段体験館（※１）における写真撮影・撮影等も認めます。階段体験館の利用については「７－３．階段体験館の利用」参照。

独自環境（※２）もしくは、階段体験館のいずれを活用した場合でも審査基準に則り公正に評価がなされるため、いずれかが審査において有利に働くことはありません。

※１　階段体験館：木造復元天守の階段の一部を再現した実物大模型の展示施設である「名古屋城木造天守閣階段体験館」のことをいう。

※２　独自環境　：プレゼンテーション審査において、復元される木造復元天守の階段等を想定した環境を公募参加者が独自に整備し、実機等が昇降できることを示すもの。

４－８．審査における選定結果の通知及び公表

審査の結果は、各公募参加者に通知し、原則、公募参加者の名称、技術概要、国籍、点数、順位を技術公募ホームページ等で公表します。

また、昇降技術開発契約締結後に、名古屋市の調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」でも公表します。

５．協議

５－１．協議の目的

最終優秀者選定後、本市と最優秀者は昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約に向けた契約条件を整理するための協議を行います。

５－２．基本協定の締結

本市と最優秀者は、昇降技術開発及び昇降技術導入を実施するにあたり、継続的に協議を行うこと等を定めた基本協定を締結します。

５－３．契約条件の整理

本市と最優秀者は、基本協定締結後、昇降技術開発契約に係る契約条件の整理を行います。2022 年 10 月下旬～11 月初旬をめどに当該契約の主要条件を合意し、2022 年 12 月に当該契約内容を合意することとします。

５－４．概算見積書の提出

契約条件の協議を経て、契約金額の根拠資料としての概算見積書の提出を求めます。ただし、審査時の見積書よりも高額な見積書を提出することは認めません。内容・期日の詳細については、最優秀者の選定後、改めて決定することとします。

５－５．資料提供等

協議期間中に本技術公募に係る種々の会議体が開催される予定です。最優秀者には、昇降技術の技術内容等について、本市から資料作成等の協力を依頼しますので、対応してください。

6．実用化

6－1．昇降技術開発契約までの流れ

本市と最優秀者は、契約協議を経た後、実用化に向けた開発の契約（昇降技術開発契約）を締結します。

昇降技術開発契約までに契約を締結するために必要な手続き（建設業許可取得等）や提案した昇降技術にかかる実施体制等の準備を終えるようにしてください。

また、昇降技術開発契約期間中に許認可制度等への対応を求めます。許認可制度等の取得が必要な具体的な時期については詳細が決まり次第事務局から改めて連絡します。

文化庁及び木造天守復元の設計・施工者との調整が必要になることもご留意ください。

このため、契約期間は実用化及び許認可制度等の対応に必要な期間を本市と協議して決定することとします。

6－2．昇降技術開発契約

契約金額の上限は８千万円（税込み）とします。協議期間中に予め提出された見積書に基づき金額を決定することとします。

提出する見積書には開発費用（試作機の製造も含む）、実用化に係る費用、許認可取得にかかる費用、昇降技術開発について会議体に出席を求められた場合の渡航費・搬送費など、昇降技術導入契約前に掛かるすべての費用を含みます。

なお、最優秀者と契約できなかった場合は、次点者以降のものと契約する場合があります。

昇降技術開発契約を締結するにあたり、技術の陳腐化に対応するため、技術の最新化・更新に努めることを契約条件として盛り込みます。

6－3．昇降技術導入契約

契約金額の上限は２億円（税込み）とします。昇降技術導入契約前に提出された見積書に基づき金額を決定することとします。

提出する見積書には、実用化した製品の製造、搬送費用、製品導入工事費用、試運転調整費用など、木造復元天守で製品稼働が可能になるまでのすべての費用を含みます。

ただし、木造復元天守本体側で必要な補強等については、本市が施工することとします。その他、製品導入にあたり疑義が生じた場合は本市と協議することとします。

昇降技術導入契約締結者による実際の設置は、木造天守復元の工事の進捗状況を踏まえて時期・手法等を木造天守復元設計・施工者他関係する事業者等と協議調整の上、行います。

木造天守復元のスケジュールに遅延なく、導入・設置を進めることとします。

６－４．契約金支払い

契約金の支払いについては、本市と最優秀者の協議によるものとします。最優秀者は、日本円口座をあらかじめ開設し、本市の口座登録を行ってください。

６－５．契約の中止・取り消し

名古屋市議会において予算の議決がされなかった場合、最優秀者が失格事由に該当した場合、その他の理由で最優秀者が昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約を締結することができなくなった場合は、基本協定を解除の上、昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約の締結を行わないことがあります。

その場合でも、公募の参加に要した費用は公募参加者が負担するものとします。

申請内容に虚偽等が判明した場合、契約にあたって付された条件に基づく報告書の提出義務等が果たされない場合、明らかに開発の継続が困難となった場合等には、契約締結後であっても契約を解除し、既支払済金の返還請求、損害賠償請求を行うことがあります。

７．公募参加者への支援体制

７－１．技術相談

（１）概要

応募内容をより実現可能性の高いものにするため、公募説明動画の公開から審査申請書類提出期限までの期間で、本市が指名した技術相談員が公募参加者の技術に対する安全性・有用性の検証などの相談に応じる場（以下「技術相談」という。）を設けます。

（２）技術相談の具体的な流れ

ア　参加対象者

技術相談の参加対象者は「守秘義務に関する誓約書（NDA）（様式１－３）」及び「技術相談意向表明書（様式１－５）」を提出した者とします。

事務局において技術相談の意向を確認し、技術相談の日程調整及びオンラインツールZoom情報(ID・パスワード)の連絡を行います。技術相談は２つの期間を想定しています(「２－３．事業期間」参照)。最大で各期間一回ずつ技術相談を受けることが可能です。

参加を希望する場合には、各回それぞれ「技術相談意向表明書(様式１－５)」を提出期限までに提出してください。(「２－３．事業期間」参照)

イ　提出書類

各回の技術相談について、提出期限までに「守秘義務に関する誓約書（NDA）（様式１－３）」、「技術相談意向表明書（様式１－５）」、「技術相談事項（様式１－６）」と技術相談時に利用予定の書類を「８－５．資料等の提出先」に提出してください(「２－３．事業期間」参照)。詳しい記載・提出方法等は「様式集」を参照してください。

ウ　当日の流れ

技術相談には、公募参加者・技術相談員・事務局が参加します。所定の日時にZoomに接続してください。その後、参加者のあいさつ・簡単な趣旨の説明の後、事前に提出された「技術相談事項(様式１－６)」を基に技術相談を開始してください。技術相談する内容は事前に提出した「技術相談事項（様式１－６）」の内容に限るものとし、それ以外の質問は原則認めません。

また、「１１－１（１）使用言語」記載の通り、技術相談は日本語で実施します。通訳が必要となる場合は、公募参加者が準備の上参加してください。(日本語以外の言語での対応は致しかねます。)

エ　回答の方法

技術相談では、「技術相談事項（様式１－６）」で事前に提出した質問項目の範囲で直接技術相談員と質疑応答し、回答を得ることが可能です。ただし、正式な回答は後日書面にて送付する内容とします。

オ　その他

「様式１－３　守秘義務に関する誓約書（NDA）」の内容に則り、知り得た情報については守秘義務が課されることに留意してください。

（３）技術相談員

専門分野の有識者である技術相談員によって、技術相談を行います。

技術相談員一覧

専門分野	所属・役職	氏名
ICT 技術	AiVIEW 代表 技術士（情報工学部門）	石川　英司
総合技術管理	名古屋工業大学特任教員、 名古屋工業大学ごきそ技術士会会長	鈴木　克彦
建築史 文化財保存修理	名古屋工業大学名誉教授	麓　　和善
機械安全 ロボティクス	名古屋大学大学院教授	山田　陽滋

（敬称略・50 音順）

７－２．技術対話

（１）概要

技術対話は、提出のあった審査申請書類に対する、事務局と公募参加者の意見交換の場であり、当該意見交換を通じて、審査申請書類の内容の一部を改善することでより優れた内容とすることを目的とし、改善された審査申請書類の再提出を促すものです。出席者は、公募参加者・事務局・技術相談員とします。公募参加者は、複数名での参加も可としますが、公募参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとします。

後日、「技術対話の進め方(仮称)」を技術相談 HP に公開します。詳細はそちらを参照してください。

（2）内容

ア　参加の条件

４－３の参加資格確認通知を受領していることを条件とします。

イ　提案技術の確認と利用者等の意見・要望への対応

事務局は公募参加者から提案技術の特徴や利点について概要説明を受け、技術開発上の課題認識や提案技術の不明点について質疑応答を行います。提案技術が要求水準を満たしているか確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求めます。また、利用者等にとって利便性の高い、より優れた提案とするためワークショップにて利用者等から寄せられた意見・要望を事務局から公募参加者へ共有し、双方向的な対話行います。

ウ　事務局からの改善要請

事務局は、審査申請書類の内容に、より改善が見込まれる事項がある場合には、技術対話において公募参加者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、審査申請書類の再提出を求めます。要求水準を満たさないおそれがある事項があり、その改善がなされない場合には、事務局は当該公募参加者の審査への参加資格がないものとして取り扱う場合があります。

エ　自発的な審査申請書類の改善

公募期間中、再提出期限まで公募参加者からの改善された審査申請書類の再提出を受け付けます。

オ　文書による改善要請事項の提示

事務局は、技術対話時または技術対話の終了後、公募参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示します。

カ　技術対話の概要の公表

審査申請書類の改善に係る過程について、公募参加者が秘匿を望む情報を除いて、その概要を公表します。

キ　その他

「様式１－３　守秘義務に関する誓約書（NDA）」の内容に則り、知り得た情報については守秘義務が課されることに留意してください。

（3）情報の取扱い

技術対話において審査申請書類の内容、公募参加者数等の他者に係る情報は一切公募参加者に提示しません。

7－3．階段体験館の利用

公募参加者は階段体験館を利用して、試作機等の動作試験などを行うことができます。(別紙１「名古屋城木造天守閣階段体験館の利用及び設備の仕様・諸元等について」参照。技術公募ホームページにも掲載します。)

階段体験館を利用したい場合は、原則、希望日の２週間前までに申し込み、本市と調整の上、使用日時を決定することとします。使用できる時間は原則土日祝を除く日本時間９時から 17 時までとします。

7－4．その他支援の考え方

公募参加者が希望する場合は技術公募ホームページに技術概要を掲載するなど広く公表することができます。

8．申請手続き等

8－1．参加要件

公募参加にあたっては、次の①～⑨の要件を審査申請書類の提出期限の時点で満たしている必要があります。

同一の公募参加者による複数の技術の組み合わせによる提案についても、要求水準を充足する限り認めます。

また、必要に応じて、共同企業体の組成も認めます。共同企業体を組成する場合には、構成する各事業者等全てが次の①～⑨の要件を満たしている必要があります。審査申請の際には、「代表企業」が書類の取りまとめ等を行うとともに、・提出・審査申請書類の提出を行います。

① 次の税を滞納している者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条に基づき納税の猶予を受けているときは、納税していないものとみなす。）でないこと。

ア　法人税

イ　道府県民税

ウ　市町村民税

エ　固定資産税

オ　消費税及び地方消費税

② 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第２条第１号に規

定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

③　地方自治法施行令第 167 条の４第１項に該当しない者であること。

④　地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号に該当する事由があった後３年を経過しないもの（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けているものを除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑤　実施の公表を開始した日から最優秀者選定までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けているものでないこと。

⑥　次に掲げるような著しい経営不振の状態にある者でないこと。

ア　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。

イ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

⑦　中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が技術公募に参加しようとする者等でないこと。

⑧　本技術公募の支援業務委託である「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託」に関わっている者又はその者と注１に示す関係及びそれに同視し得る関係のある者でないこと。

⑨　４－２に示す評価員及び７－１に示す技術相談員が属する者又は当該の者と資本若しくは人事等において注１に示す関係及びそれに同視し得る関係のある者でないこと。

注１　資本関係及び人的関係を下記に示す。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更正会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

a. 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更正

会社又は再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。

a. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

b. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

８－２．途中辞退

審査申請書類提出の後は、「辞退届（様式３－８）」を提出することとします。審査後、最優秀者に選定後は、原則として途中辞退は認めません。

8－3．様式一覧

参加提出書類及び審査申請書類の様式は以下の通りです下表の○印のついた書類を全て提出してください。この様式については技術公募ホームページからダウンロードすることができます。審査申請書類の一部については、本技術公募関係者に公募参加者名を除いた形で公表します。

様式一覧

事業参加に関心のある企業等が提出する書類	参加提出書類	審査申請書類	様式番号	事項
○	―	―	様式１－１	質問書　※
○	―	―	様式１－２	事務局開示情報申込書※
○	―	―	様式１－３	守秘義務に関する誓約書（NDA）
○	―	―	様式１－４	第二次被開示者への資料開示通知書※
○	―	―	様式１－５	技術相談意向表明書※
○	―	―	様式１－６	技術相談事項※
―	○	―	様式２	参加提出書類（一式）の提出について
―	○	―	様式２―１	参加表明書
―	○	―	様式２－２	役員名簿
―	○	―	様式２－３	公募要項に対する同意書
―	○	―	様式２－４	階段体験館利用に関する同意書
―	―	○	様式３	審査申請書類（一式）の提出について
―	―	○	様式３－１	審査に関する基礎事項
―	―	○	様式３－２	技術概要
―	―	○	様式３－３	最低要求水準のチェックシート
―	―	○	様式３－４	技術の詳細内容
―	―	○	様式３－５	技術・製品開発に要する費用等
―	―	○	様式３－６	設置後５年間の総費用
―	―	○	様式３－７	関連実績
―	―	―	様式３－８	辞退届※

注　※の付された書類は必要に応じて提出する書類。

また、各書類について、以下の対象に対し、開示する予定です。

様式番号等	資料開示対象者				
	事項	評価員・技術相談員	木造天守復元設計・施工者	利用者等	技術公募ホームページ
公募参加者名・国籍	—	—	—	—	○
点数・順位	—	○	—	—	○
住所、連絡先	—	—	—	—	○（希望制）
様式１－１～１－６ 様式２－１～２－４	参加表明書、役員名簿、同意書、提供情報へのNDA	—	—	—	—
様式３－１	審査に関する基礎事項	○	—	—	—
様式３－２	技術概要	○	○	○	○
様式３－３	最低要求水準のチェックシート	○	○	—	—
様式３－４	技術の詳細内容	○	○	—	—
様式３－５	技術・製品開発に要する費用等	○	—	—	—
様式３－６	設置後５年間の総費用	○	—	—	—
様式３－７	関連実績	○	○	—	—

注：名古屋城天守閣整備事業の建築に係る評定機関及び地元有識者へ昇降技術について本市からの情報提供が必要になる場合があります。その際には情報提供前に公募参加者の同意を得るものとします。

８－４．申請方法

（１）参加提出書類の提出について

公募参加者は、「８－３．様式一覧」のうち、「参加提出書類」にあたる書類を「８－５．資料等の提出先」に提出してください。詳しい記載・提出方法等は「様式集」を参照してください。「参加提出書類」を提出せずに「審査申請書類」のみ提出することは認めません。なお、「９.本市から提供する情報」については、参加提出書類を提出した者を対象とします。

（２）審査申請書類の提出について

公募参加者は、「８－３．様式一覧」のうち、「審査申請書類」にあたる書類を「８－５．資料等の提出先」に提出してください。詳しい記載・提出方法等は「様式集」を参照してください。

また、審査申請書類にあわせて、参考となる資料等についても提出を認めます。詳しい記載・提出方法等は「様式集」及び別紙３「参考となる資料等作成の際の注意点」を参照してください。

８－５．資料等の提出先

本事業における資料等の提出先は以下の通りです。

本公募事業に関する問い合わせは、「質疑回答」等の公募要項に記載の期間・方法を通じた場合のみ受け付けます。それ以外の問い合わせは回答ができない場合がある事をご了承ください。

（住所）〒460-0031　愛知県名古屋市中区本丸１番１号
名古屋市観光文化交流局　名古屋城総合事務所　昇降技術公募担当

（メールアドレス）　castle_challenge@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

８－６．技術公募 HP　URL

（技術公募ホームページ URL）　https://www.castle-challenge.city.nagoya.jp/

９．本市から提供する情報（守秘義務対象資料）

本市は、技術開発の参考となるよう、技術公募への参加を検討する者が「事務局開示情報申込書（様式１－２）」「守秘義務に関する誓約書（NDA）（様式１－３）」を提出した場合、以下の情報を個別に開示します。ただし、提出者に対しは、事務局より公募参加者の技術開発実績等について照会する場合があります。事務局が技術開発実績等を確認できず、技術公募への参加意向を確認できない場合、情報を開示しない場合があります。

連携する企業等申請者以外の第三者への開示を望む場合は、「第二次被開示者への資料開示通知書（様式１－４）」も提出を求めます。

- 階段体験館の図面（木造階段詳細図を含む）
- 名古屋城天守復元に向けた設計資料
- 木造復元天守の階段詳細図
- 地上～大天守地下１階までのレベル図
- 名古屋城天守閣整備事業における基本設計図面（CAD 図面）

１０．禁止事項等

１０－１．審査申請書類の虚偽記載の禁止

公募参加者の参加提出書類及び審査申請書類において虚偽の記載が発覚した場合は、技術公募への参加資格を失うこととします。

１０－２．評価員・技術相談員との接触の禁止

公募参加者は、審査に有利になることを目的として評価員・技術相談員と直接接触することを固く禁じます。直接接触が発覚した場合は、本技術公募への参加資格を失うこととします。ただし、要求水準や利用者等の意見・要望への対応について確認したい事項については、事務局を通じて確認することは可能ですので事務局へご相談ください。

１０－３．木造天守復元設計・施工者及び発注者支援業務締結者との接触の禁止

公募参加者は、公募期間前及び公募期間中を問わず、審査に有利になることを目的として木造天守復元設計・施工者及び発注者支援業務締結者との直接接触することを固く禁じます。直接接触が発覚した場合は、本技術公募への参加資格を失うこととします。ただし、木造復元天守の仕様・諸元等で確認したい事項については、事務局を通じて確認することは可能ですので、事務局へご相談ください。

１０－４．第三者への情報提供の禁止

公募参加者は、「９．本市から提供する情報（守秘義務対象資料）」を含む本技術公募に参加することによって知り得た情報について、第三者への情報提供を固く禁止します。第三者への情報提供が発覚した場合は、本技術公募への参加資格を失うこととします。ただし、審査申請書類の作成にあたり第三者への情報提供が必要な場合は、事務局に「情報提供の目的・情報提供の相手先・提供する情報の内容」について相談し、同意を得ることで第三者への情報提供が可能になる場合がありますので、ご相談ください。第三者への情報提供が許可され公募参加者から第三者へ情報提供を行った場合は、公募参加者が第三者の情報管理について責を負うものとします。

１１．その他

１１－１．使用言語、通貨、時間、使用単位

（１）使用言語

参加提出書類、審査申請書類は日本語で作成してください。その他、技術対話やプレゼンテーション審査も日本語で実施します。また、最優秀者が作成する書面も日本語で作成してください。

上記を踏まえ、公募参加者は、必要に応じて日本語通訳者を用意してください。

（２）通貨

契約金額の支払いは日本円で行います。

また、費用の見積書等において、金額は日本円で記載してください。

（３）時間

技術公募における日時は、日本時間を基準とします。「年度」とは、各年の４月から翌年３月までの１年間を指します。

（例：「2021 年度」…2021 年４月１日から 2022 年３月 31 日までの１年間）

（４）使用単位

使用する単位は原則として、国際単位系（SI 単位系）を用いてください。ただし、温度については、セルシウス温度（℃）を用いてください。詳細については、事務局と協議してください。

１１－２．遵守すべき基準、法令等

技術公募の実施に当たっては、関連の各種法令等を遵守してください。関連各種法令等のうち、主なものは以下のとおりです。

- 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年 12 月１日法律第 228 号）
- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 名古屋市都市景観条例（昭和 59 年条例第 17 号）
- 名古屋市都市景観条例施行細則（昭和 59 年３月 31 日規則第 46 号）
- 名古屋市景観計画（平成 30 年３月）

１１－３．知的財産権等

知的財産権は、すべて公募参加者に帰属することとします。また、著作権等について処理が必要な場合は、公募参加者にて適切に対応のうえ、提案を行うこととします。

１１－４．情報管理

（１）情報管理体制

本市は、「名古屋市情報あんしん条例」に基づき、申請情報の管理を行います。但し、下記以外の情報については、管理の責を負いません。

・公募参加者が秘匿を望む情報
・評価員及び技術相談員の会議における検討情報

情報管理体制の一環として、評価員及び技術相談員は技術公募事務に関して守秘義務を負っております。

（２）情報取扱いにおける責任の所在

公募参加者間での情報漏えいが生じた場合、本市は責任を負いません。

（３）参加提出書類及び審査申請書類等の取扱い

公募参加者が技術公募に際して提出した参加提出書類及び審査申請書類、参考となる資料等については、事務局にて管理します。

１１－５．応募に係る費用の負担

技術公募への応募に係る費用は全て公募参加者の負担とします。

１１－６．技術開発に係る事故の責任

本市は技術公募に係る技術開発の一切の事故について責任は負いません。

１１－７．失格事由

以下の事項に該当する場合は技術公募への参加資格を失うこととします。その際、選定結果の取り消しを行う場合があります。

① 提出期限内に必要書類等が提出されなかった場合
② 著作権等知的財産権の侵害であることが明確となった場合
③ その他、公募要項等の内容に明らかに違反した場合

１１－８．名古屋城天守閣整備事業

技術公募は、名古屋城天守閣整備事業が前提であり、その進捗状況によっては内容等が変更になることがあります。

１１－９．日本語版公募要項等の優先

公募要項等については日本語版の記載内容を優先することとします。

別紙一覧

別紙１：「名古屋城木造天守閣階段体験館」の利用及び設備の仕様・諸元等について

別紙２：名古屋城木造復元天守の復元に係る仕様・諸元等

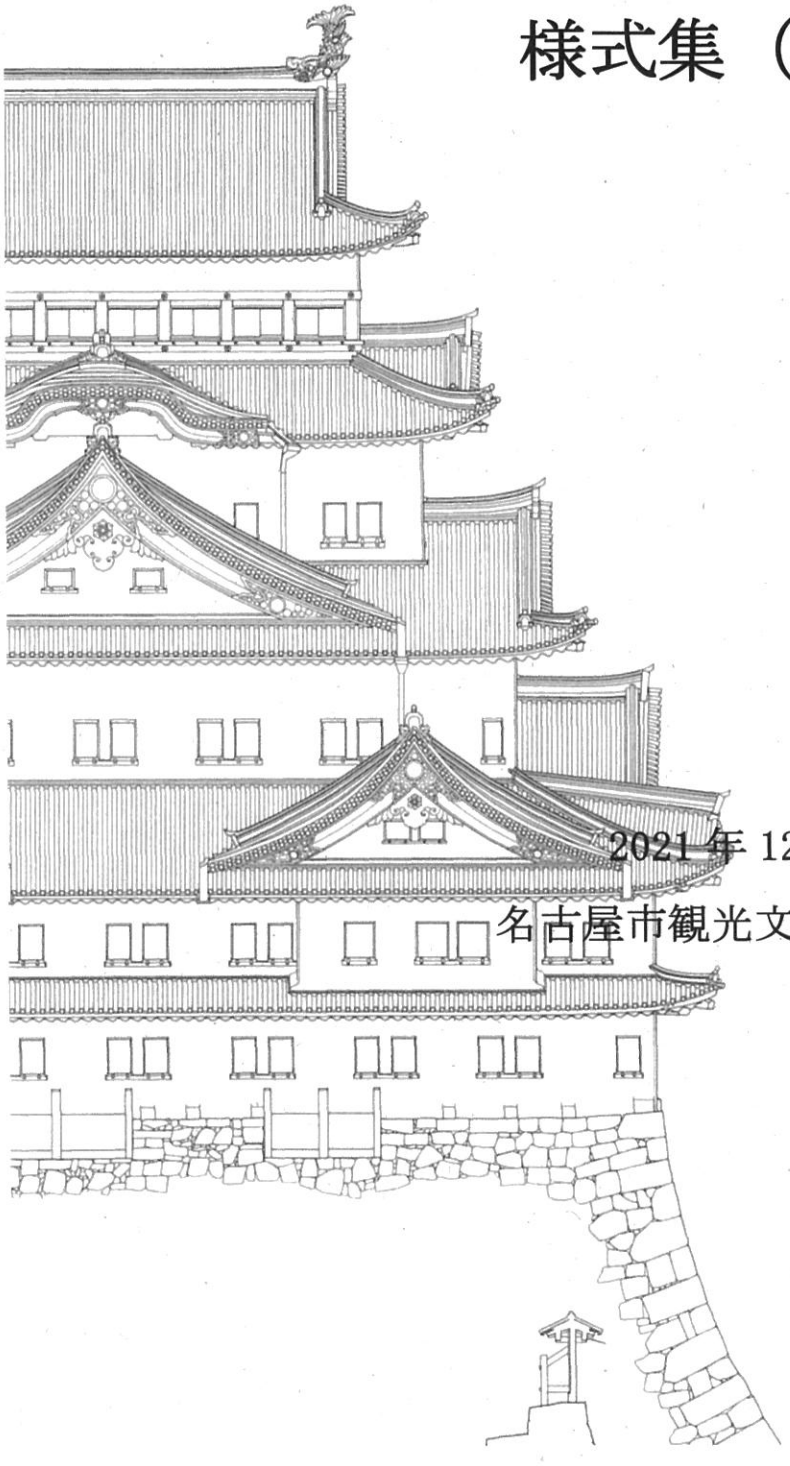
別紙３：参考となる資料等作成の際の注意点

別紙４：名古屋城郭の諸条件

R031109 版

名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募

様式集（案）



2021 年 12 月

名古屋市観光文化交流局

目次

I.　本様式集の位置づけ 1
II. 提出書類及び各様式の記載要領 1
　１.　「事業参加に関心のある企業等が提出する書類」関して 1
　（１） 質疑回答について 1
　①　 質問書の提出について 1
　（２） 守秘義務対象資料開示について 1
　（３） 技術相談に関する提出書類 1
　①　 技術相談の意向表明及び技術相談事項について 1
　②　 技術相談において利用予定の書類について 1
　③ 電子データ 2
　（４） 参加表明書等の提出について 2
　①　 参加表明書類提出について 2
　②　 段階体験館利用に関する同意書 2
　（５） 電子データ 2
　２.　 審査申請書類 3
　（１） 審査申請書類（一式）の鑑 3
　（２） 審査に関する基礎事項 3
　（３） 提案書類 3
　（４） 関連実績 3
　（５） 参考となる資料等 3
　①　 紙媒体の資料の場合 3
　②　 映像資料の場合 3
　（６） 提案内容の電子データ 4
　３.　 応募辞退時の提出書類 4
I.　作成上の留意点 4
　１.　 正本と副本の扱い 4
　２.　 記載内容 4
　３.　 書式等 4
II. 提出要領 5
　１.　 参加提出書類 5
　２.　 審査申請書類 5
様式集 6
事務局開示情報申込書 8
守秘義務に関する誓約書（NDA） 9
第二次被開示者への資料開示通知書 11
技術相談意向表明書 12
参加提出書類（一式）の提出について 14
参加表明書 15
役員名簿 16
公募要項に対する同意書 17

階段体験館利用に関する同意書 18
審査申請書類（一式）の提出について 19
審査に関する基礎事項 20
技術概要 21
最低要求水準チェックシート 23
関連実績 37
辞退届 38

I. 本様式集の位置づけ

この「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募様式集及び提案記載要領」（以下「本様式集」という。）は、名古屋市（以下「本市」という。）が、「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」（以下「本技術公募」という。）を実施する民間事業者を選定するにあたり、必要な提出書類及び各様式の記載要領を示したものであり、公募要項と一体のものである。

提出書類の作成に当たっては、本様式集及び公募要項、審査基準等を熟読し作成するとともに、提出書類の審査上及び契約上の位置付けをよく理解すること。なお、提出書類が本様式集の指示に従わない場合、失格とすることがある。

また、本様式集において使用している用語の定義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、公募要項に定めるところによる。

II. 提出書類及び各様式の記載要領

１．「事業参加に関心のある企業等が提出する書類」関して

（１）質疑回答について

① 質問書の提出について

公募要項等の記載を確認の上、原則としてMicrosoft Excelで作成した下記書類の電子データをメール添付し、公募要項に示す期限までに提出すること。

・質問書　（様式１－１）

（２）守秘義務対象資料開示について

守秘義務対象資料の開示を望むものは、公募要項等の記載を確認の上、公募要項に示す期限までに書面にて１部提出すること。

期限は公募要項に定める通りであり、期限後の守秘義務対象資料の提供は対応しかねる点、留意のこと。情報の開示にあたり、事務局より、必要に応じて、申請者の開発実績等を確認することがある。

・事務局開示情報申込書　（様式１－２）
・守秘義務に関する誓約書（NDA）　（様式１－３）
・第二次被開示者への資料開示通知書　（様式１－４）

（３）技術相談に関する提出書類

技術相談を望むものは、公募要項等の記載を確認の上、原則としてMicrosoft Word又はMicrosoft Excelで作成した以下の書類を、電子データをメール添付し、公募要項に示す期限までに提出すること。ただし、「守秘義務に関する誓約書（NDA）（様式１－３）」については書面にて提出すること。既に様式１－３を提出している者は技術相談に当たり再提出する必要はない。

① 技術相談の意向表明及び技術相談事項について

技術相談を希望する場合、次に示す書類を事前に提出すること。「技術相談参加意向表明書」「技術相談事項」については、2回設けられている技術相談それぞれについて希望する日時を提出期限までに申告すること。

・守秘義務に関する誓約書（NDA）　（様式１－３）
・技術相談意向表明書　（様式１－５）
・技術相談事項　（様式１－６）

② 技術相談において利用予定の書類について

技術相談の際に説明等のため利用を予定している書類を提出期限までに提出すること。

③　電子データ

１．（１）～（３）のすべての内容が保存されているDVDを３部提出すること。

電子データを保存するアプリケーションソフトは、原則としてMicrosoft Word又はMicrosoft Excel（いずれもWindows対応）とするが、Microsoft Word及びMicrosoft Excel以外のソフトを使用する場合は、PDF形式での保存・提出も認める（テキストや画像のコピーが有効な設定とすること）。Microsoft Excelで作成する様式は、関数、計算式等を残した状態で提出すること。

また、１．（１）及び（３）を１つのPDFファイルに統合したデータを提出すること。

２．参加表明書等の提出について

（１）参加表明書類提出について

本技術公募への参加を望む者は、以下に示す書類を公募要項に示す期限までに正１部、副２部提出すること。

・守秘義務に関する誓約書（NDA）　（様式１－３）
・参加提出書類（一式）の提出について　（様式２）
・参加表明書　（様式２－１）
・役員名簿　（様式２－２）
・公募要項に対する同意書　（様式２－３）

※守秘義務に関する誓約書（NDA）（様式１－３）について、既に提出している者は提出不要。

（２）段階体験館利用に関する同意書

「プレゼンテーション審査」における「参考となる資料」を作成する等の理由で階段体験館利用する意向のある者は、利用を希望する日の２週間前までに以下の書類を正１部、副２部事務局に提出すること。

・階段体験館利用に関する同意書　（様式２－４）

（３）電子データ

２．（１）及び（２）のすべての内容が保存されているDVDを３部提出すること。

電子データを保存するアプリケーションソフトは、原則としてMicrosoft Word又はMicrosoft Excel（いずれもWindows対応）とするが、Microsoft Word及びMicrosoft Excel以外のソフトを使用する場合は、PDF形式での保存・提出も認める（テキストや画像のコピーが有効な設定とすること）。Microsoft Excelで作成する様式は、関数、計算式等を残した状態で提出すること。

また、２．（１）及び（２）を１つのPDFファイルに統合したデータを提出すること。

3．審査申請書類

参加資格審査を通過した者は、次の（1）から（5）に示す書類（以下「審査申請書類」という。）を作成し、指定の部数を提出すること。

審査申請書類		規格等	部数
（1）審査申請書類（一式）の鑑	・審査申請書類（一式）の提出について	A4 版	正本 1 部 副本 13 部
（2）審査に関する基礎事項	・審査に関する基礎事項	A4 版	
（3）提案書類	① 技術概要	A4 版	
	② 最低要求水準のチェックシート	A4 版	
	③ 技術の詳細内容	A4 版	
	④ 技術・製品開発に要する費用等	A4 版	
	⑤ 設置後 5 年間の総費用	A4 版	
（4）関連実績	・関連実績	A4 版	
（5）参考となる資料等	技術の動画、説明資料等	自由	提出する資料の形式に準じる。
（6）提案内容の電子データ	・DVD	DVD	3 部

（1）審査申請書類（一式）の鑑

・審査申請書類（一式）の提出について　（様式３）

（2）審査に関する基礎事項

・審査に関する基礎事項　（様式３－１）

（3）提案書類

・技術概要　（様式３－２）
・最低要求水準のチェックシート　（様式３－３）
・技術の詳細内容　（様式３－４）
・技術・製品開発に要する費用等　（様式３－５）
・設置後 5 年間の総費用　（様式３－６）

（4）関連実績

・関連実績　（様式３－７）

（5）参考となる資料等

提出する資料の形式に応じて提出方法を以下の通り。自由様式とする。

① 紙媒体の資料の場合

正本１、副本 13 を作成すること。

② 映像資料の場合

「参考となる資料等作成の際の注意点（別紙３）」に留意の上、映像資料を作成すること。オンラインによるプレゼンテーションの場合、画面投影をしつつプレゼンテーションをすることも認めるが、その場合にも事前に資料を共有すること。

（6）提案内容の電子データ

4．（1）から（5）のすべての内容が保存されているDVDを3部提出すること。

電子データを保存するアプリケーションソフトは、原則としてMicrosoft Word又はMicrosoft Excel（いずれもWindows対応）とするが、Microsoft Word及びMicrosoft Excel以外のソフトを使用する場合は、PDF形式での保存・提出も認める（テキストや画像のコピーが有効な設定とすること）。Microsoft Excelで作成する様式は、関数、計算式等を残した状態で提出すること。

また、4．（1）から（5）を1つのPDFファイルに統合したデータを提出すること。

4．応募辞退時の提出書類

応募辞退時は、次の書類を1部提出すること。

・辞退届（様式3－8）

I. 作成上の留意点

1．正本と副本の扱い

- 提案審査書類（様式1－1）のうち、「連絡先」箇所は正本のみに記入すること。副本は「連絡先」箇所は記載せず、空欄とすること。
- 審査申請書類（様式3）及び「参考となる資料等」のうち、団体名・企業名は正本のみに記入し、特に指定のある場合を除き、副本には団体名・企業名及びこれらを類推できるものの記載（ロゴマークの使用など）は行わないこと。

2．記載内容

- 明確かつ具体的に記述すること。
- 分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用すること。
- 造語や略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。
- 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されている等、参照が必要な場合には、該当する頁を記入すること。
- 提出書類に使用する言語は日本語とし、すべて横書きとする。また、単位はＳＩ単位、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。
- 提出書類において消費税及び地方消費税を含めた額を記入する場合には、すべて10%で計算すること。
- 所在地等については、略さず○丁目○番○号等は正確に記載すること。また、政令指定都市は市から、それ以外は都道府県から記載すること。
- 電子メールアドレスについては、携帯電話のメールアドレス、フリーメールアドレスは記載しないこと。
- 各様式において、記述が必要とされている事項については、必ず記述すること。

3．書式等

- 使用する用紙は、特に指定のない限り、日本工業規格「A4判」縦長横書き片面とし、上下左右には20mm程度の余白を設けること。
- 分かりやすさ、見やすさに配慮し、提出書類で使用する文字の大きさは、図表等を除き10.5ポイント以上とし、適度な行間を設けること。また、提案内容について、特に強調したい箇所、重要と考える箇所等は、ゴシック体の使用、太字、下線等により見やすくするための工夫をすること。
- 各様式の頁数に制限が定められている場合は、それを遵守すること。
- 各様式の頁が複数にわたる場合は、右下に「通し番号/当該様式全体の総頁数」を記入すること。
- 各様式の枠内に記載されている注記事項については、削除したうえで提案内容を記載すること。

II. 提出要領

1．参加提出書類

- 参加提出書類を A4 ファイルに番号の若い順に一括して綴じ、必要な添付書類を添付したうえで、表紙及び背表紙に「参加提出書類」と記載の上、提出すること。

2．審査申請書類

- 審査申請書類(様式３）及び紙媒体で提出された「参考となる資料等」を A4 ファイルに番号の若い順に一括して綴じ、表紙及び背表紙に「審査申請書類」と記載の上、提出すること。A3 判の様式は、横長片面印刷とし、A4 ファイルに折り込んで綴じること。

様式集

○：提出が必要なもの

様式一覧

事業参加に関心のある企業等が提出する書類	参加提出書類	審査申請書類	様式番号	事項
○	—	—	様式１－１	質問書※
○	—	—	様式１－２	事務局開示情報申込書※
○	—	—	様式１－３	守秘義務に関する誓約書（NDA）
○	—	—	様式１－４	第二次被開示者への資料開示通知書※
○	—	—	様式１－５	技術相談意向表明書※
○	—	—	様式１－６	技術相談事項※
—	○	—	様式２	参加提出書類（一式）の提出について
—	○	—	様式２—１	参加表明書
—	○	—	様式２－２	役員名簿
—	○	—	様式２－３	公募要項に対する同意書
—	○	—	様式２－４	階段体験館利用に関する同意書
—	—	○	様式３	審査申請書類（一式）の提出について
—	—	○	様式３－１	審査に関する基礎事項
—	—	○	様式３－２	技術概要
—	—	○	様式３－３	最低要求水準のチェックシート
—	—	○	様式３－４	技術の詳細内容
—	—	○	様式３－５	技術・製品開発に要する費用等
—	—	○	様式３－６	設置後５年間の総費用
—	—	○	様式３－７	関連実績
—	—	—	様式３－８	辞退届※

（様式１－２）

年　　月　　日

名古屋市長　殿

代表者氏名　　印（又は署名）

事務局開示情報申込書

年　　月　　日

名古屋市長　殿

令和３年 12 月 22 日付で募集要項等が公表された「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」に関し、守秘義務に関する誓約書の提出を条件とする開示資料について、提供を申し込みます。

担当者	
部　署	
資料送付先住所	
電話番号	
メールアドレス	

公募参加者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（署名）

（様式１－３）

守秘義務に関する誓約書（NDA）

年　　月　　日

名古屋市長　殿

住　　所
商号又は名称　　印
代表者の氏名

当社（個人の場合は、「私」と読み替えます。以下同様。）は、令和３年12月22日付で公募要項等が公表された「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」（以下「技術公募」といいます。）に関し、名古屋市（以下「市」といいます。）から、技術公募に関する検討を目的（以下「本目的」といいます。）として提供される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）及び本技術公募に参加することによって知り得た一切の情報（守秘義務対象資料と知りえた一切の情報を総称して以下「守秘義務対象情報」といいます。）について、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（守秘義務対象情報の利用の目的）
１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象情報の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該情報を利用しません。
２　当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士に対し、守秘義務対象情報の全部又は一部を開示することができるものとします。
３　当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、市に対して、別添の書式により、事前の書面による通知を行ったうえで、当社以外の第三者（以下「第二次被開示者」といいます。）に対して、守秘義務対象情報の全部又は一部を開示することができるものとします
４　当社は、自らの責任において、前二項の定めにより守秘義務対象情報の全部又は一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
５　当社は、守秘義務対象情報が本目的の参考のために提供されるものであり、市は、その内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

第２条（秘密の保持）
当社は、市から提供を受けた守秘義務対象情報を秘密として保持するものとし、前条に定める場合を除き、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示が義務づけられる場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）
当社は、市から提供を受けた守秘義務対象情報が、市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象情報を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

市から提供を受けた守秘義務対象情報のうち個人情報に該当するものについては、法令等により市及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により市及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

第５条（損害賠償義務）
当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象情報が漏洩した場合、当社は、それにより市又は第三者（市に対して守秘義務対象情報を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第６条（期間、書類の破棄等）
１　当社は、受領した守秘義務対象情報を、当社の本目的が終了した時点又は最終的な審査申請書類提出期限である（2022年○月○日）（以下「期間終了日」といいます。）までに、すべて破棄又は消去することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、期間終了日以降も存続するものとします。
２　受領した守秘義務対象情報について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、期間終了日までにこれらを破棄又は消去することを約束します。但し、社内決裁資料に守秘義務対象情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等により守秘義務対象情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

第７条（準拠法、管轄）
１　本誓約書は日本法に従って解釈されるものとします。
２　当社は、本誓約書に関連する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

（様式１－４）

年　　月　　日

第二次被開示者への資料開示通知書

名古屋市長　殿

商号又は名称：
所　在　地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名印：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

令和３年12月22日付で募集要項等が公表された「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」の守秘義務対象情報について、当社から以下の者（以下「第二次被開示者」といいます。）に対して資料を開示しますので通知いたします。

なお、当社は、第二次被開示者に対し、当社が市に対して誓約している守秘義務と同等又はそれ以上の義務を負わせたうえで、資料を開示することを約束いたします。

第二次被開示者

商号又は名称	
所在地	
代表者名	

商号又は名称	
所在地	
代表者名	

商号又は名称	
所在地	
代表者名	

※必要に応じて表を追加すること。

（様式１－５）

年　　月　　日

名古屋市長　殿

代表者氏名　　印（又は署名）

技術相談意向表明書

名古屋城天守の昇降技術に関する公募につき、下記のとおり技術相談を希望します。
※　日本語で記載してください。

１．公募参加者名・連絡先　等

公募参加者名		
代表者 役職・氏名		
連絡先	住所	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

２　希望日時
※技術相談を希望する時間帯を第三希望まで記入してください。
※技術相談に対応する時間は、日本時間の午前８時から午後 18 時までとします。希望時間は左記の範囲で日本時間で記入してください。
※技術相談の時間は最大で２時間以内とします。

第一回技術相談（2022 年１月 31 日（月）～2022 年２月４日（金））

第一希望：○月　○日　時間：○○：○○～○○：○○
第二希望：○月　○日　時間：○○：○○～○○：○○
第三希望：○月　○日　時間：○○：○○～○○：○○

第二回技術相談（2022 年４月 11 日（月）～2022 年４月 15 日（金））

第一希望：○月　○日　時間：○○：○○～○○：○○
第二希望：○月　○日　時間：○○：○○～○○：○○
第三希望：○月　○日　時間：○○：○○～○○：○○

3　利用予定の資料

技術相談の際に利用予定の資料がある場合は、「有」に丸を付けてください。また、可能な範囲でその内容とファイル形式（Microsoft Word　等）を記入ください。また、提出方法の詳細は、「Ⅱ　3．技術相談に関する提出書類」を参照してください。

技術相談時に利用する資料　　有　・　無

技術相談時に利用する資料

資料名	概要	ファイル形式

（様式２）

参加提出書類（一式）の提出について

名古屋城天守の昇降技術に関する公募につき、別添のとおり参加提出書類一式を提出致します。

（提出書類）

様式１－３　守秘義務に関する誓約書（NDA）　※未提出の場合
様式２　　参加提出書類（一式）の提出について
様式２―１　参加表明書
様式２－２　役員名簿
様式２－３　公募要項に対する同意書

（様式２－１）

参加表明書

名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募

名古屋城天守の昇降技術に関する公募につき、下記のとおり提案します。

※　日本語で記載してください。

１．公募参加者の基礎情報

年　○月　○日作成

公募参加者名		
国籍 （主たる活動地域）		
代表事業者名		*※共同事業体の場合のみ記載*
代表者 役職・氏名		
連絡先	部署名	
	担当者名	
	住所	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

（様式２－２）

役員名簿

会社法第 329 条第１項に定める役員に関して、以下の名簿を記入してください。公募参加者が複数組織からなる場合は、それぞれの組織における該当者を記入してください。

組織名	役員氏名等			性別	生年月日				住所
	役職	漢字	カタカナ		西暦	年	月	日	

（様式２－３）

年　　月　　日

名古屋市長　殿

公募要項に対する同意書

公募要項の記載事項に関し、以下の同意事項に同意頂ける場合は署名してください。

年　　月　　日

名古屋市長　殿

「「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」　公募要項」における記載事項について、内容を理解し遵守することに同意します。

公募参加者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（署名）

（様式２－４）

階段体験館利用に関する同意書

名古屋城木造天守閣階段体験館の利用に関し、同意頂ける場合は下記に署名してください。

名古屋市長　殿

年　　月　　日をもって

名古屋城木造天守閣階段体験館の利用に際しては、
被りうる危険に対して十全な想定を行い、臨む点、
名古屋市からの実技に際しての安全性確保のための指示事項に従う点、
また、発生し、被った被害について、
日本国の法律に従い、責任を負う点について、
同意します。

公募参加者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（署名）

（様式３）

年　　月　　日

名古屋市長　殿

代表者氏名　　印（又は署名）

審査申請書類（一式）の提出について

名古屋城天守の昇降技術に関する公募につき、別添のとおり審査申請書類一式を提出致します。

（提出書類）

様式３	審査申請書類（一式）の提出について
様式３－１	審査に関する基礎事項
様式３－２	技術概要
様式３－３	最低要求水準のチェックシート
様式３－４	技術の詳細内容
様式３－５	技術・製品開発に要する費用等
様式３－６	設置後５年間の総費用
様式３－７	関連実績

（様式３－１）

審査に関する基礎事項

審査に関する情報について、以下に回答してください。

① 対面によるプレゼンテーションとオンラインによるプレゼンテーションのいずれかを選択して○で囲んでください。

1　対面によるプレゼンテーション	2　オンラインによるプレゼンテーション

※ オンラインによるプレゼンテーションの場合、ウェブ会議システム「Zoom」による接続を原則とします。

※ 事務局側の通信環境の構築には万全を期しますが、万が一プレゼンテーション時に通信が乱れ、プレゼンテーションの内容に影響が出た場合も名古屋市は一切責任をとることはできないこと、ご了承ください。

② プレゼンテーション審査の際に利用する資料、（ｉ）～（iii）のうち、希望する形式を○で囲んでください。オンラインウェブサービスの画面共有等を利用しつつプレゼンテーションをすることも認めますが、その場合にも映像媒体として（ii）の形で動画ファイル等を提出することを求めます。

プレゼンテーション時に利用する参考資料	（ｉ）紙・パネル等 の事前送付 （ii）動画ファイル等の事前送付

③ プレゼンテーション審査の実施希望日

審査の実施希望日 2022 年○月○日～○月○日のうち 3 つ程度候補日を挙げてください。	※希望日はできる限り広くご提示ください。日程調整が合わない場合、審査方法の調整が行われることがあります。

④ 階段体験館の利用意向について

プレゼンテーションの際に利用する補足資料について、階段体験館を利用して写真・動画等を撮影することができます。また、階段等の仕様の確認のため、見学も可能です。階段体験館を利用する意向について回答してください。「1　利用意向あり」と回答いただいた公募参加者については、後日事務局より日程調整のご連絡を差し上げます。

1　利用意向あり	2　利用意向なし

⑤　階段体験館の利用目的について

「1　利用意向あり」と回答した方について、どのような目的で利用するかを以下から選択してください。

1　写真・動画等の撮影、参考資料作成のため	2　階段等の仕様の確認のため

（様式３－２）

技術概要

開発を行う技術・製品概要について記載してください。製品の特長やイメージを評価員がつかめるよう、簡潔かつ分かりやすい内容を求めます。様式内の（備考）、（留意点）は、本様式作成時には削除して構いません。

（備考）

※ *500字程度で、技術の概要を端的に説明する概要文章を冒頭に作成ください。技術公募HPに公開される前提で、一般人にもわかりやすく技術の説明をするように心がけてください。その後、留意点を踏まえ、より詳しい情報をご説明頂く観点で本様式を引き続き作成ください。*

【技術概要】

※500字程度で記入のこと。

（留意点）

※枚数はA４×3枚程度とします。

※対象とする障害の程度や介助者の有無について記載ください。

参考　想定する障害の程度の記載例

- *つたい歩きを含めた歩行全て、立位の保持、立ち上がること全てができず、車いすを使用することが多い者。*
- *車いすの使用が必要であるが、直立の保持はできず、手すりなどがあればつたい歩きが可能である者。*
- *10m以内であれば手すりがなくとも歩行が可能である。ただしまっすぐに歩くといった直線歩行の機能や座った状態から立ち上がるなどの筋力の必要な動作ができない。*
- *直線歩行ができず、立ち座り動作に困難があり手すりなどの補助が必要であるが、車いすには依存せずに歩行が可能となる。*
- *立ち座り動作も自力ででき、歩行もできるが、直線歩行ができず、しゃがんで立ち上がるという大きな脚力を必要とする動作ができない。*
- *しゃがんで立ち上がるという大きな筋力を必要とする動作以外は、通常の歩行ができる。*

※準備する実証環境について特に記載してください。

※　日本語で記載ください。公開可能な情報を記載ください。

（様式３－３）

最低要求水準チェックシート

要求水準書に記載した最低要求水準について、満足しているか確認し、満足している場合は確認欄に「○」を記載してください。最低要求水準を満足していない場合、失格となります。

区分	番号	内容	確認
実現性	1	提案に実現性があること	
	2	必要な許認可を把握していること	
安全性	3	自社検査等により安全性が確保される見込みがあること	
	4	停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること	
	5	利用時のいかなる場合でも利用者等の安全が確保されていること	
価格	6	見積金額が指定する金額以下であること	
バリアフリー（有用性）	7	大天守の１階までの昇降ができること	
史実に忠実	8	柱や梁などの主架構を変更しないこと	
	9	取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること	
運用	10	導入後も日本国内に５年間サポートし続けられる体制に関する提案があること	
	11	耐用年数が示されていること	

（様式３－４－１）

技術の詳細内容（新技術）

開発を行う技術・製品の実現性について記載してください。記載にあたっては以下の点について留意ください。（最大枚数：Ａ４×２枚）

- *技術そのものに革新性がある、または既存技術であっても導入のための改良に革新性があること（加点要求水準）*
- *利用することにより新たな価値を提供できること（加点要求水準）*

（様式３－４－２）

技術の詳細内容（実現性）

開発を行う技術・製品の実現性について記載してください。記載にあたっては以下の点について留意ください。（最大枚数：A４×３枚）

- *提案に実現性があること（最低要求水準）*
- *必要な許認可を把握していること（最低要求水準）*
- *体制及び開発導入スケジュールにより昇降技術開発、製造、設置等導入が可能であると見込めること（加点要求水準）*
- *必要な許認可が得られる見込みがあること（加点要求水準）*

（様式３－４－３）

技術の詳細内容（安全性）

開発を行う技術・製品の安全性について記載してください。記載にあたっては以下の点について留意ください。（最大枚数：Ａ４×３枚）

- *自社検査等により安全性が確保される見込みがあること（最低要求水準）*
- *停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること（最低要求水準）*
- *利用時のいかなる場合でも利用者等の安全が確保されていること（最低要求水準）*
- *利用時の安全性確保のための対策が秀でていること（加点要求水準）*
- *木造復元天守自体の防災・安全性に支障を与えない工夫がされていること（加点要求水準）*
- *可燃物量について、240MJ/㎡であること（別紙２参照）*

（様式３－４－４）

技術の詳細内容（価格）

開発を行う技術・製品の契約金額及び維持管理費用の抑制の工夫について記載してください。（最大枚数：Ａ４×２枚）

- *見積金額が指定する金額以下であること（最低要求水準）*
- *見積金額が抑制されていること（加点要求水準）*
- *見積金額の抑制が工夫されていること（加点要求水準）*
- *維持管理費用が抑制されていること（加点要求水準）*
- *維持管理費用の抑制が工夫されていること（加点要求水準）*

（様式３－４－５）

技術の詳細内容（バリアフリー）

開発を行う技術・製品のバリアフリー性能について記載してください。記載にあたっては以下の点について留意ください。（最大枚数：Ａ４×４枚）

- *大天守の１階までの昇降ができること（最低要求水準）*
- *利用対象者の範囲が広いこと（加点要求水準）*
- *誰もが簡単に使えること（加点要求水準）*
- *健常者の移動と同じような時間で移動できること（加点要求水準）*
- *多人数による反復した利用が可能であること（加点要求水準）*
- *健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること（加点要求水準）*
- *大天守のより上層階まで上がれること（加点要求水準）*
- *怖い思いをしないで乗れること（加点要求水準）*
- *他の人の助けを借りることなく昇降ができること（加点要求水準）*

（様式３－４－６）

技術の詳細内容（史実に忠実）

開発を行う技術・製品を史実に忠実な形で設置するための工夫について記載してください。記載にあたっては以下の点について留意ください。（最大枚数：Ａ４×２枚）

※木造復元天守への影響を考えるため、提案技術の概算重量と想定される設置方法の概要についても記載してください。

- *柱や梁などの主架構を変更しないこと（最低要求水準）*
- *取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること（最低要求水準）*
- *可能な限り木造復元天守の外観や内観をそこなわないこと（加点要求水準）*
- *木造復元天守の床・柱等に使用されている木材を保護すること（加点要求水準）*
- *提案技術を導入した場合の床荷重、層間変形角（別紙２参照）*
- *石垣には荷重をかけたり、支持をとったりしない技術であること（別紙２参照）。*

（様式３－４－７）

技術の詳細内容（運用）

開発を行う技術・製品の運用における工夫について記載してください。記載にあたっては以下の点について留意ください。（最大枚数：Ａ４×２枚）

- *導入後も日本国内に５年間サポートし続けられる体制に関する提案があること（最低要求水準）*
- *耐用年数が示されていること（最低要求水準）*
- *導入後の維持管理、サポート体制が設けられていること（加点要求水準）*
- *導入後の製品改善・運用改善の仕組みが設けられていること（加点要求水準）*

技術の詳細内容（汎用性）

開発を行う技術・製品の運用における工夫について記載してください。記載にあたっては以下の点について留意ください。（最大枚数：Ａ４×２枚）

- *他の文化財にも転用できる見込みがあること（加点要求水準）*
- *一般の建物にも転用できる見込みがあること（加点要求水準）*

（様式３－４－９）

木造復元天守側への要望事項

提案される昇降技術が設置される木造復元天守側への要望事項があれば記載してください。記載にあたっては以下の点について留意してください。（最大枚数：Ａ４×２枚）

- *構造設計に関すること（別紙２　名古屋城木造復元天守の仕様諸元等　３．構造設計に関する基本的な考え方）*
- *設備計画に関すること（別紙２　名古屋城木造復元天守の仕様諸元等　４．設備計画）*
- *防災避難計画に関すること（別紙２　名古屋城木造復元天守の仕様諸元等　５．防災避難計画に関する基本的な考え方）*
- *その他*

（様式３－５）

技術・製品開発に要する費用等

技術・製品開発に要する費用等について各段階で発生する金額を次頁（１）、（２）－１、（２）－２、（２）－３、（２）－４に記入ください。なお（１）は（２）－１、（２）－２、（２）－３、（２）－４の各期間の金額の合計となります。

※　費用項目は、「機械装置等」、「労務費」、「消耗品費」、「旅費」、「外注費」、「諸経費」、「委託費・協同研究費」を想定しています。

※また、技術の導入に必要な許認可等に係る費用は「許認可取得費用」製品の搬送にかかる費用は「製品搬送費用」として「諸経費」の内訳として記載してください。なるべく詳細に記載してください。ただし、あくまでその時点で算出可能な概算で構いません。

※　（１）、（２）－１、（２）－２、（２）－３における期間の支出と収入が対応するような形式で示してください。

※　通貨単位は日本円で記載してください。外貨をもとに換算した場合は、為替レートは公募要項に示すものを使用してください。

（１）実用化（技術が実際に木造天守閣に設置されること）までの総費用

（円）

収入科目	金額	支出科目	金額
Ⅰ．自己資金		Ⅰ．機械装置等費	
Ⅱ．借入金		Ⅱ．労務費	
Ⅲ．その他の収入		Ⅲ．その他経費	
		消耗品費	
		旅費	
		外注費	
		諸経費	
		許認可取得費用	
		製品の搬送費用	
		製品の設置費用	
		Ⅳ．委託費・共同研究費	
合　　計		合　　計	

（2）－1　審査期間までの費用

（円）

収入科目	金額	支出科目	金額
Ⅰ．自己資金		Ⅰ．機械装置等費	
Ⅱ．借入金		Ⅱ．労務費	
Ⅲ．その他の収入		Ⅲ．その他経費	
		消耗品費	
		旅費	
		外注費	
		諸経費	
		許認可取得費用	
		製品の搬送費用	
		製品の設置費用	
		Ⅳ．委託費・共同研究費	
合　　計		合　　計	

（2）－2　協議期間までの費用

（円）

収入科目	金額	支出科目	金額
Ⅰ．自己資金		Ⅰ．機械装置等費	
Ⅱ．借入金		Ⅱ．労務費	
Ⅲ．その他の収入		Ⅲ．その他経費	
		消耗品費	
		旅費	
		外注費	
		諸経費	
		許認可取得費用	
		製品の搬送費用	
		製品の設置費用	
		Ⅳ．委託費・共同研究費	
合　　計		合　　計	

（2）－3　昇降技術開発期間の費用の見込み

（円）

収入科目	金額	支出科目	金額
Ⅰ．自己資金		Ⅰ．機械装置等費	
Ⅱ．借入金		Ⅱ．労務費	
Ⅲ．その他の収入		Ⅲ．その他経費	
		消耗品費	
		旅費	
		外注費	
		諸経費	
		許認可取得費用	
		製品の搬送費用	
		製品の設置費用	
		Ⅳ．委託費・共同研究費	
合　　計		合　　計	

（2）－4　昇降技術導入期間の費用の見込み

収入科目	金額	支出科目	金額
Ⅰ．自己資金		Ⅰ．機械装置等費	
Ⅱ．借入金		Ⅱ．労務費	
Ⅲ．その他の収入		Ⅲ．その他経費	
		消耗品費	
		旅費	
		外注費	
		諸経費	
		許認可取得費用	
		製品の搬送費用	
		製品の設置費用	
		Ⅳ．委託費・共同研究費	
合　　計		合　　計	

（様式３－６）

設置後５年間の総費用

技術の耐用年数を示すとともに、設置後５年間の総費用（維持管理費用、交換費用（回数を含む）の見込みを示してください。費用項目に不足がある場合には適宜追加の上で記載をしてください。

あくまで「最低限５年間は利用可能である」前提の提案であるかを確かめる趣旨であり、それ以上長く使えることを排除するものではありません。

技術の耐用年数、製品買取後、木造復元天守設置後５年間程度の総費用について

技術の耐用年数　　年　　ヶ月

費用項目	金額　等
設置後５年間の総費用（①＋②）	
内訳	円
維持管理費用（①） ※5 年間全体の費用を示すとともに、旧製品から新製品に交換するまでの期間の維持管理費用を記載すること ※参考情報として、 ・旧製品から新製品に交換する間の維持管理費用 ・交換が必要な部品名称（交換頻度含む） ・点検費用（点検頻度含む） も記載すること。適宜行は増やして構わない。	５年間全体の維持管理費用 ①　　円 （参考情報） 旧製品から新製品に交換する間の維持管理費用 　　円 交換が必要な部品名称：　　円/回 ※交換頻度（　　） 点検費用　　円/回 ※点検頻度（　　）
交換・取替費用（②） ※設置後５年間で何度交換が必要か、また交換・取替工事に必要な期間も示すこと。	②　　円 （参考情報） ※　交換・取替工事が必要な回数　　回 ※　交換・取替工事に必要な期間　　ヶ月

５年間のスケジュール（木造復元天守設置後）

	１年	２年	３年	４年	５年

関連実績

・技術公募に関連のある貴社の技術開発・製品開発の実績について記載してください。
※　実施した場所、時期、成果等を含め記載してください。
※　必要に応じて、参考となる図表や写真等を添付してください。
※　枚数は必要に応じて適宜増やしてください。

年	内容

（様式３－８）

辞退届

名古屋市長　殿

　　年　　月　　日をもって、都合により、「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」への参加を辞退します。

公募参加者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（署名）

（様式１－１）

年　月　日作成

質問書

※日本語で記載してください。

連絡先	公募参加者名	
	部署名	
	担当者氏名	
	国籍	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

■記入上の注意

以下を遵守すること。遵守されていない場合、回答を行わない場合がある。

・1つの行に、1つの質問のみを記載することとし、複数の質問を記載しないこと。
・同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
・資料それぞれについて、該当箇所の順に、質問を記載すること。
・数値、記号は半角文字で記入すること。
・行が不足する場合は適宜追加すること。
・行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。

	資料名	該当箇所					項目名	質問事項
		頁	章	節	細節	項		
記載例	公募要項	4	2	2－2	(2)	①	××	「公募要項　4頁　2章　2－2(2)①」の内容についての質問事項がある場合には、左記のように記入してください。
1								
2								
3								
4								
5								

（様式１－６）

年　月　日作成

技術相談事項

※日本語で記載してください。

連絡先	公募参加者名	
	部署名	
	担当者氏名	
	国籍	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

■記入上の注意

以下を遵守すること。遵守されていない場合、回答を行わない場合がある。

・技術相談内容に関連する書類の記載箇所・内容を明記の上、技術相談事項を明記すること。
・1つの行に、1つの相談事項のみを記載することとし、複数の質問を記載しないこと。
・同じ内容の技術相談を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
・資料それぞれについて、該当箇所の順に、質問を記載すること。
・数値、記号は半角文字で記入すること。
・行が不足する場合は適宜追加すること。
・行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。

	資料名	該当箇所			項目名	質問事項
		頁	区分	内容		
記載例	要求水準	2	実現性	1	××（技術相談項目を端的に示してください。）	「公募要項　4頁　2章　2－2(2)①」の内容についての質問事項がある場合には、左記のように記入してください。
1						
2						
3						
4						
5						

令和3年11月10日
株式会社日本総合研究所

スケジュール（審査申請書類締め切り後）

